

724
94



* 0029072000 *

2

0029072-000

724-94

代金取立事務

黒沢静也・著

文雅堂

昭11

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月2
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

13

黑澤靜也著

代金取立事務

東京 文雅堂藏版



自序

代金取立事務は、銀行實務の中でも、最も普遍性のあるもの、一つに數へられて居る。従つて、取立關係の諸問題に就ては、從來の文献に於て殆んど餘す所なく解説し盡されてゐると見ていい。

とは言ふものゝ、一、新法による先日附小切手の取立方、二、手形若くは附屬書類の無償交付手續、三、取立代金の振替起票方法、四、代金取立と爲替尻操縦との關係、五、他所取立手形の仕向統制、六、取立手形の書留合同發送問題、七、受託手形の起算日決定事情等々の如き特殊問題に、なると、未だ、幾多説明の餘地が残されてゐることを發見する。さうした從來餘り問題にされなかつた特殊の點に主力を注いで、其處に何等かの意義と特色とを持つ實務誌を纏めて見たい。是

が私の願ひであり、而して新らしい實務書の誕生が認容せらるべき理由も亦、是れ以外にはあり得ないものと確信する。斯うした建前からして、章節の設け方にも、其の敘述の内容にも、斷然從來の型を破つたものが隨所に飛び出して來ることゝ思ふ。敢て奇を好む譯でもないが、私として斯うする外行き方が無かつたのである。

此の意味に於て、私は謂はゞ背水の陣を敷いた形であつて、出來るだけの新味を盛らんとする本書のことであるから、隨所に獨斷もあれば行き過ぎもあることゝ惧れてゐる。乍然、苟くも私見を發表するからには、單なる机上の空論に近い様な無責任な事は言へない筈であつて、少なくとも何れかの銀行に於て、現に之を實施して相當の好結果を得てゐるものゝみに就て、然も關係銀行には何等の迷惑も及ばない様苦心しての所産であるから、以て他山の石とする程度の

價値はあるかと思ふ。

猶、夫れ等の問題に關しては、更に別な方面からの考察が可能であり、且結果から見て、全然違つた解釋も採られ得ることに何等不思議は無いのであるから、旁々大方の御叱正を俟つて、尙將來への完成を期待して已まぬ。

昭和十一年晩秋

相州鎌倉の寓居にて

著者識

代金取立事務

目次

緒言	三
第一章 代金取立の概念	七
第一節 代金取立の經濟的意義	九
第二節 代金取立業務の銀行經營上の意義	三
第三節 代金取立の法律上の性質	一六
第四節 代金取立の分類	二四
第二章 代金取立事務の理論的構成	三二

第一節 取立起算日の決定 三

第二節 期日前取立 三九

第三節 期日後取立 四三

第四節 減額取立 四六

第五節 荷物引受後の取立 四八

第六節 先日附小切手の取立 五一

第七節 代金取立手形の裏書 五二

第八節 代金取立関係書類の無償交付 五九

第九節 取立關係に於ける不渡手形保全手續 六四

第三章 他所代金取立事務 六七

第一節 他所取立手形の受託 六九

第二節 他所取立手形の記帳 六九

第三節 他所取立手形の仕向 八三

第四節 他所取立の整理と照會 八四

第五節 他所取立代金の起票、入帳、通知 九九

第四章 當所代金取立事務 一〇七

第一節 當所取立手形の受理 一〇九

第二節 當所取立手形の記帳 一一三

第三節 當所取立手形入金傳票の作成 一二九

第四節 取立濟報告書の作成と發送 一三一

第五節 交換決済取立 一三三

第六節 店内交換決済の取立 一三四

第七節 自宅取立 二二五

第八節 支店廻し自宅取立 二二三

第九節 店内決済取立 二三四

第十節 期日物受託取立 二三七

第十一節 受託轉送取立 二三九

第十二節 當所取立手形の整理と照會 二四一

第五章 代金取立事務と爲替尻操縦 二四七

第一節 取立手形の仕向統制 二四九

第二節 仕向手形代金の見越回収 二五四

第三節 被仕向取立手形と手元資金との關係 二五八

第四節 被仕向取立手形の獲得策 二六〇

第六章 仕向取立手形の書留合同發送 二六五

第一節 合同發送取扱方法 二六七

第二節 合同發送の缺陷と其對策 二六八

第三節 手形到着報と合同發送 二七二

第七章 代金取立關係書簡文例 二七五

一 被仕向銀行よりの受入報告遲延に付照會狀 二八〇

二 右回答文 二八〇

三 取立未済手形に付照會狀 二八一

四 仕向手形未着事故に付照會狀 二八三

五 交換後手形入金取立即日報告方依頼狀 二八三

六 右應諾回答文 二八四

七 右謝絶回答文 一八五

八 無償交付依頼書(其の一) 一八六

九 無償交付依頼書(其の二) 一八七

十 取立濟替り金戻入れ案内状 一八八

十一 荷爲替取組人より取立銀行に對する直接照會状 一八九

十二 右回答文 一九〇

十三 期日前入金日步割戻方に付照會状 一九〇

十四 右回答文 一九一

十五 支拂拒絶並に償還請求通知書々式 一九三

十六 不渡手形保全手續濟通知書 一九四

結語 一九五

目次終

代金取立事務

黑澤靜也

緒

言

升金銀立事錄

黑雲補遺

本書に於て、著者は豫め次の四つの事柄を頭に置いて筆を進めて行きたいと思ふ。

一、代金取立事務を解くに先立ち、此の業務のもつ社會的意義並に銀行經營上の意義が明確に理解せられてなくては、大所高所に目が届かない虞れがありはしまいか。殊に其の法律的性質を見失ふが如きことがあつては、實務書としても俗悪不具なものが出来上りはしまいか。斯うした初學者向きの考へ方が、第一章代金取立の概念として説かれたものである。

二、當所取立と他所取立とに共通した問題は、之を兩者から切り離して、別個に解説した方がいゝのではあるまいか。其の方がより組織的體系を得る所以ではあるまいか。斯うした勝手な考へ方は、従來の行き方とは大分隔りがあると思ふ。然し、此の方がより詳細に亘つて述べられる様な氣がする。第二章代金取立事務の理論的構成は、此の意味で獨立させたものに外ならない。

三、従來の解説書を見ると、總て當所取立事務が先に解かれてゐる。それが文字の上で先づ手近なものから説いて行くと云ふのならば理解も出来るが、著者は此の當所先解の方針には賛成致し兼ねる。矢張り順序から云へば、店頭受託取立から始むべきものであつて、當所受託取立事務は、取立事務の最後に説かるべき性質のものと思つてゐる。此の思想は本書に於て初めて具現さ

れたものであつて、即ち第三章他所取立、第四章當所取立が、その順序に置かれた所以である。

四、代金取立事務を徹底的に理解せんとすれば、法律的検討の必要なるは無論のことであるが、更に爲替尻操縦との關係にまで言及しなければ噓であると思ふ。又取立事務の終りを完うする意味に於て、且つは郵便料金引上を目前に控へて、之が發送方の合理化問題も究めて置く必要があるものとも考へる。此の建前の具體化したものが、即ち第五章の代金取立事務と爲替尻操縦であり、第六章の仕向取立手形の書留合同發送となつたものである。

以上をもつて、取立事務に關する現下の諸問題を一わたり順序よく見渡すことゝなるかと思ふ。無論初學者に忠實な解説たるを要する意味に於て、能ふ限り組織的敘述法を採用したい。然し其間初學者で無い方々にも、多少の興味が持てる様、論文調子のもも隨所に挿入して行きたいと思ふ。要するに、あれも之れもと慾張つた心臓の強い解説書ではあるが、兎も角多少でも從來の紋切型を破り得るものがあれば何よりと思ふ次第である。

第一章 代金取立の概念

第一節 代金取立の經濟的意義

隔地者間の商取引を可能ならしめる爲めには、凡そ二つの条件が必要である。其の第一は商品の自由なる輸送であり、第二は取引者間の債權債務の決済の簡易化である。前者は陸運（貨物引換證）、海運（船荷證券）を通じて、各々専門業者の取扱ふ所であり、後者は債權取立業者例へば銀行の手を通じて取立方を委嘱することにより、最も平易且迅速に其の目的を達し得る。即ち商品の輸送と債權の取立とは、隔地者間商取引に於ては恰も車の兩輪の如きものであつて、兩々相俟つて初めて完全なる取引を實現し得る道理である。

債權債務の決済と云ふも、固より債權の取立に俟たずとも、債務者自からが直接送金することに依り、決済は可能である。現に送金小切手若くは當座口振込等の方法に據り、盛んに決済が行はれてゐる。殊に電送、電込等の方法に據る時は、即日決済も可能であり、最も迅速なるを得る。乍然、債權債務の決済には、元來期限と云ふものが伴ふ關係上、必ずしも即時決済をなし得ない場合が多々ある。殊に、手形取引の旺んとなつた今日では、月末勘定、六十日決済、九十日拂

と云つた決済方法が慣用されてゐる關係上、期日到來前に流通の形に於て、割引依頼の目的を以て、將又單なる取立の目的を以て、夫々の市場に出廻る譯であるから、是等手形類は期日の到來を待つて初めて決済に廻される。而して、此の期限附又要求拂の手形類が、所持人の手を離れて銀行の手中に這入り、若くは銀行へ取立方を委任し、銀行に於て其の全機能を發揮して取立手續を完了する迄の業務が、即ち手形取立業務を形成する譯であり、銀行は此の接觸面に於て經濟社會と密接なる交渉を持つこととなるのである。

言ふ迄もなく、債權の取立は商取引の完了であり、債權者たる商人に取つては最後のそして最も切實なる問題である。代金の取立は如斯經濟的重要性を帯びた業務であるから、夙に銀行を中心として發達し、將來益々其の重要性を増大せんとする傾向に在る。されば、此の業務によつて銀行の受くべき報酬が、現状では極めて微々たるものであると云ふのは、歪められた實費主義を採用する結果に外ならぬのであつて、之れあるが爲めに取立業務其物の經濟的重要性は毫も失はれる譯ではないのである。

左に手形取立業務の經濟的地位の一端を窺ふに足る統計を掲げて斯界の大勢を見たいと思ふ。

五大都市組合銀行爲替・取立勘定比較

(單位千圓) 昭和十一年八月中

項目 組合別	送金爲替		荷爲替		他所割引及代金 取立手形	
	取組高	支拂高	取組高	取立高	取組高	取立高
大阪銀行集會 所組合銀行 (34行)	245,251	313,442	82,009	78,012	222,539	170,029
同上前年同月 中(35行)	271,925	289,803	73,382	71,601	188,343	162,129
京都銀行集會 所組合銀行 (16行)	38,766	38,826	11,857	17,888	32,783	41,231
同上前年同月 中(16行)	36,955	43,880	10,584	15,640	32,623	39,483
神戸銀行集會 所組合銀行 (16行)	106,620	112,989	15,822	25,763	62,506	79,646
同上前年同月 中(16行)	95,984	91,571	14,015	18,212	52,699	69,743
横濱銀行集會 所組合銀行 (12行)	62,632	64,368	2,151	13,779	12,593	21,327
同上前年同月 中(12行)	37,639	27,027	2,414	12,561	10,811	19,681
名古屋銀行集會 所組合銀行 (18行)	90,486	77,798	21,060	15,944	60,738	73,798
同上前年同月 中(18行)	79,828	58,287	18,206	12,188	51,769	64,561

第二節 代金取立業務の銀行經營上の意義

凡そ銀行の經營方針には、二つの流れがあると思ふ。一方に預金を受入れて之を他方に運用して得る利鞘主義は其の一である。取扱業務其物から直接の報酬を得るを目的とする手数料主義は其の二である。

抑々銀行業の如き薄き利鞘をもつて甘んじなければならぬ營業機構に在つては、單に利鞘主義のみをもつて其營業方針の根幹と爲すことは、之は根本的に再検討を要する問題ではあるまいかと思はれるのである。殊に今次の増稅案に因り、將來の銀行經營機構は相當に深刻なる變革を餘儀なくせられるものと論議されてゐる折柄、本問題に就ても永年の方針を緩和して、手数料主義併行の機運を醸成するに到るのではあるまいかと觀測されるのである。

今若し、凡ゆる銀行經營機構内に於て、此の手数料主義を強化せんか、而して其の徵收率の標準を彼の郵便料金若くは印紙稅等に見るが如く金額の多寡に應じて比例主義に則つて合理化せんか、然らば爲替業務は從來の從屬的地位を逆轉し、所謂「儲からぬ」業務たるの歪められた觀念

から完全に離脱し得る道理であり、茲に一轉して「儲かる」業務として更生するに至る日が到來しないとも限らない。少なくとも將來への動向は、早晚此の一路を辿るの外なきものと見るのが正しくはあるまいかと思ふ。果して然らば、代金取立業務の如きも、將來銀行業務中の大宗として浮び上る時節が來ないものでもないものであつて、此の觀察は決して我田引水の議論として一蹴するを得ない一面を有してゐるものと信ぜられる。

然るに、現状は如何と云ふに、乍遺憾、手数料主義は銀行營業から殆んど全く見離されてゐる形であつて、其の結果は實費主義に名を藉りて、然も其の實費さへも償ひ得ざる程の歪められたる低率手数料に甘んじ、平然として原價を割り、他の業務に於て此のロスを償ふて餘りあるものと、至つてお上品に構へて居るのが現代の銀行業務と云ふものであり、代金取立業務の奉仕的存在が辛うじて椽の下の力持ちたるの役割を演じてゐる形である。

今此の間の消息を明らかにする爲め、全國を通じて最高の取立手数料徵收を申合せてゐるものと觀測される某々組合銀行手数料協定率を採つて見れば、大様左記の通りである(同規約第七條第三項)。

代金取立(市内取立ヲ含ム)手数料規約(抜萃)

- (イ) 銀行渡リノモノ……一通ニ付 拾五錢以上
- (ロ) 銀行渡リニアラザルモノ……一通ニ付 參拾錢以上
- (ハ) 銀行ヲ支拂場所ニ指定スルモノト雖モ引受ナキ爲替手形ハ前項(ロ)ニ據ルモノトス
- (ニ) 被仕向代金取立ニ就テハ(本項省略)
- (ホ) 公社債元利札ハ銘柄、支拂地、支拂期日ヲ各區別シ一通ト看做ス
- (ヘ) 仕向先取立料、回金料及轉送料等ハ別ニ徵收スルモノトス
- (ト) 他所代金取立ノ取立濟報告、又ハ不渡通知ヲ電信又ハ電話ニ依ル場合ハ別ニ一口ニ付普通五拾錢以上至急一圓以上ヲ徵收スルモノトス
- (チ) 他所割引手形ヲ其儘代金取立トシテ(本項省略)
- (リ) 他所仕向ケノモノニシテ不渡トナリタル場合ハ更ニ一通ニ付貳拾錢以上ヲ徵收スルモノトス
- (ヌ) 以上(中略)代金取立ニ對スル手數料ハ本支店間ノ取組ニモ之ヲ適用ス (以上)

今右規定料率に基き、之を現行取扱慣行を基礎として解剖すれば、凡そ次のことが言へ様かと思ふ。

一、右規定料率は最低徵收額を示せるものであるが、實際上は競争激甚の結果、此の最低率以上

に出づるものは皆無に近いのではあるまいか。

二、被仕向取立手形に就ては、徵否隨意の規定なるも、實際上は被仕向超過銀行と雖も手數損を默過してゐるのではあるまいか。

三、仕向先取立料、回金料、轉送料等は、別に之を依頼人へ轉嫁すべき規定なるも、果して之が勵行されてゐるや否や、

四、銀行渡りのもの一通に付十五錢なるも、書留料金値上げとなる結果直ちに足の出るが如き低率をもつてして、將來果して如何に善處せんとするや。

五、何故に比例手數料主義の採用を躊躇するや。金額の大となるに従つて、取立及回収の手數と費用と危険とを増大する點との矛盾を如何に解決すべきや。

更に目を轉じて、取立社會の機構を観察せんに、元來此の代金取立業務なるものは、理論は、兎も角、現在では殆んど銀行の獨占業務と云つてもいゝ實情に在り、今若し比例手數料主義採用の曉には、最も有望なる収益源となり得る可能性をもつものであることを記憶して置くべきである。此の事實は、銀行に現状の支店網とコルレス網との存在する限り、他に如何なる競争者が現

はれ様とも、敢て銀行の地盤を浸蝕される患ひは無いのであつて、之は動かすことの出来ないホ
ープであらうと思ふ。

之を要するに、代金取立業務の銀行経営上の意義と価値とは、將來益々其の重要性を加へ來た
るものと見るべく、現状の貧弱なる地位をもつて總べてを律せんとすることの謬りであることを
痛感すべきであらう。

第三節 代金取立の法律上の性質

一、代金取立取引は嚴格なる意味の爲替取引に非ず

代金の取立を營業として營み得る者は、必ずしも銀行特に普通銀行に限つたことはない。爲替
業務を禁ぜられてゐる(貯蓄銀行
法第六條)貯蓄銀行でさへも、代金の取立即ち「債權の取立」を業として認
められてゐるし(同法第五
條第三項)、又、信託會社と雖も之を營業の一部門として行ひ得ることになつてゐる
(信託業法第五
條第七號)。

銀行法第一條に列擧された銀行業務に就て見ても、單に「爲替取引ヲ爲スコト」とあるのみで、

取立業務が明示してない。唯銀行法施行細則に取立業務から發生する計數をも之を計上すべきこ
とを規定してゐる(銀行法施行細則第三
十七條第三十二項)點に鑑み、銀行法上の爲替取引業務中には代金取立業務をも包
含するものと解する向きもあらんかなれど、同條は元來代表的銀行業務列擧主義に據つたもので
あるから、主要業務以外のものを意味しないことは略想像に難くないのである。現に、銀行法制
定當時の記録に就いて見るも、立案當局は代金取立を「附屬業務として認める積りで居ります」
(政府委員松本修
氏答辯速記録)と言明してゐる事實に徴し、右「爲替取引ヲ爲スコト」と云ふ爲替取引中に取立業
務を包含してゐないことが判つきりと窺はれるのである。

抑々一般に「諸爲替」と稱する場合には、代金取立と云ふ觀念は含まれてゐないのであつて、
「爲替」並に「取立」と云ふが如く、兩々並び稱せられるのが普通の行き方である。即ち「爲替」
と云ふ概念は、「取立」なる概念なくして構成され得るのであるが、廣く「内國爲替」と稱する場
合には、取立をも包含しての謂ひであることは一向差支へのない呼稱であり、現に前掲施行細則
の如きは右の意味に於ける廣義の用法たるに過ぎない。言ひ換へるならば、狹義即ち嚴格なる意
味に於ては、取立業務は爲替業務から獨立した存在であつて、此の解釋は一見奇異の感を抱かし

める惧れはあるが、實驗上何等疑ふの餘地はあるまいと信ずる。

二、代金取立取引の法性

以上は、法律上又實際上の嚴格なる意味に於て、代金取立業務が爲替業務の一部に包含されなくともいふことを明らかにしたまでの事であるが、然し斯かる議論は、謂はゞ机上の論争に墮する以外の何物でもなく、夫れによつて何等新らしき實益を齎らし得る性質のものではあるまいと考へられる。吾々の關心事は、何れかと云へば、右の如き抽象的の業務論よりも、寧ろより實際的な取引上の法律關係、即ち言ひ換へれば、代金取立に關する法律實務の検討により多くの重點が置かれなければならぬのである。此の意味に於て、以下取立關係の主要部分に關する法律上の性質を明らかにして見たいと思ふ。

(イ) 銀行に於ける代金の取立は、債權を有する者が其の債權を表示する有價證券若くは之と同等の價值ある證券を銀行へ持参し、其の取立方を委託し、銀行之を承諾して該債權の取立を爲す取引であるから、商手、荷手の場合は債權を有する者と銀行とが一體となる、之が法律上の性質は民法謂ふ所の委任契約に該當する(民法第六、四三條)。従つて受任者たる銀行は、委任の本旨に従ひ善良な

る管理者の注意を以て該委任事務を處理する義務を負ふ(民法第六、四四條)ものであり、此の點は、取立委任關係の大前提を爲すものと解せられるのである。

又受任銀行は委任者の請求ある時は、何時にても委任事務處理の狀況即ち事故其他の取立模様を付、詳細之を報告し、又委任事務の終了即ち取立完了後若くは不渡の節は、遲滞なく其の顛末を委任者へ報告するを要する(民法第六、四五條)。

尙受任銀行は、右の爲め要したる費用の範圍内に於て、之を委任者より請求し得るものと解するのが妥當である(民法第六、四八條、同第六、四八條第一項、商法第二七、四條、同第一條)。

(ロ) 手形所持人が、銀行に對して其の取立方を委託することは、委任契約に外ならぬから、民法委任に關する諸規定の適用を受けることは勿論であるが、手形なるが故に、更に手形法上の取立委任に關する諸規定の適用を受くべきことは言ふまでもない(手形法第一、八條)従つて、受任銀行は手形より生ずる一切の權利を行使し得べく(手形法第一、八條第一項)、又受任銀行は取立の目的の範圍内に於て、更に第三者へ裏書により取立を委託し得る(手形法第一、八條第二項)。而して手形債權取立代理の爲の裏書に依る委任は、委任者の死亡又は其の者が無能力者となりたることに因り終了せざることも亦當然

のこと、解せられる(手形法第一、八條第三項)。

(ハ) 取立受任銀行は、手形上の権利を行使し得る當然の結果として、其の権利保全の手續をも爲し得ることは言ふまでもない。即ち(引受及支拂)拒絶證書の作成権と償還請求権の行使とが可能であるが、然し是等の手續は受任銀行が一存で行ふべきものではなく、總て委託者の指圖に従ひ行ふべきものである。

(ニ) 委託者は受任銀行に對して手形上の権利を讓渡するものではなく、依然として手形所持人たる資格に變りはないのであるから、取立委任契約中と雖も、依然として手形上の権利を行使し得るものである。即ち償還請求権の行使は手形の占有を回復せずして可能であり、手形金の請求若くは拒絶證書の作成等は、委任關係中と雖も單に手形の占有を回復するのみによつて行使し得るものである。此の點に關しては、一應誤解を招く恐れがあるから、左に判例を掲出して參考とする。

手形所持人ガ、取立委任ノ目的ヲ附記シテ裏書ヲ爲スモ依然トシテ手形上ノ權利者タル地位ヲ保有スルガ故ニ、何時ニテモ被裏書人ヨリ該手形ヲ回收シテ自ラ其ノ權利ヲ行ヒ又更ニ他ニ裏書ヲ爲シ得ルモノニシテ、而

シテ此ノ場合ノ手形ノ回收タルヤ、單ニ該手形ノ返還ヲ受クルヲ以テ足り更ニ被裏書人ヲシテ裏書ヲ爲サシムルコトヲ要セザルノミナラス、斯ル裏書ヲ爲スモ开ハ寧ろ無用ノ記載トシテ裏書連續ノ關係ニ於テハ其ノ記載ナキト同一視スベク、之ガ爲其ノ連續ヲ缺クモノト爲スノ當ヲ得ザルヤ勿論ナリトス(大審院第四民事部、昭和十一年一月十五日判決)

三、代金取立契約の實務書類の效力

取立委任者と受託銀行間の取立委任契約は、手形面裏書方式によつても證明し得るのであるが(手形法第一、一八條)、普通は受託手形の預り證(若くは通帳)面記載の約款及預り手形要件記載により、具體的に契約内容の決定を見、又當座勘定約定書若くは特別當座預金通帳の各取引約款により、一般的總括的の委任契約が成立する譯である。従つて、委任契約の完了を證するには、取立濟代り金の預金入帳をもつて立證し得る筈であるが、尙右預り證の回收若くは通帳面の消込みが必要であると一般に解せられてゐる。殊に組戻し又は不渡返却等の場合には、右一般取扱方法に據ることが後日の紛議を無くする上にも絶對に必要であらうと思ふ。

因にコスレス間は爲替取引契約によつて、取立に關する一般的契約の原則を約定し、個々の取

立契約に就ては手形送達状及取立委任裏書讓渡によつて取立を委嘱し、契約を成立せしめてゐるものと解すべきである。左に代金取立手形受託通帳面約款に付、其の主要條項のみに就て抜萃掲出する。

(イ) 代金取立受託規定 (受託通帳)

- 一、受託手形ハ適當ノ時期ニ於テ取立地ニ於ケル當行選定ノ銀行ヘ書留便ヲ以テ發送スルモノトス
- 二、前項ノ場合ニ於テ郵便物ノ延着、紛失其他ノ事故ノ爲メ生ジタル損害ニ付テハ當行ハ其責ニ任ゼズ
- 三、受託手形ノ取立或ハ不渡ニ關シ電信通知其他特殊ノ取扱ヲ必要トセラル、トキハ豫メ其旨申出テラルベク此ノ場合當行ハ其旨本通帳ニ記入スベシ
- 四、受託手形ニ對スル拒絶證書作成、償還請求通知其他ノ權利保全ニ關スル諸手續ハ特ニ依頼ヲ受ケ其旨本通帳ニ明記シタルモノニ限り之ヲ行フ
但土地ノ事情、習慣其他ノ事由ニヨリ之ヲ爲スコト能ハザリシ時ハ假令右ノ旨明記セルモノト雖モ此ノ限りニ非ズ
- 五、受託手形ハ取立銀行ノ都合ニヨリ支拂人ニ對シ單ニ取立受任ノ旨ヲ通知スルニ止メ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メノ呈示ヲナサザルコトアルベシ
尙手形支拂期日經過後ト雖モ取立銀行ノ見込ミニヨリ適宜手形ヲ留置キ取立ニツキ猶豫ヲ與フルコトアルベシ

シ

- 六、受託手形ノ保管ハ當行所有ノ手形ニ準ジテ之ヲ爲スベキモ萬一取立銀行ノ過失其他不可抗力若クハ不明ノ原因ニ因ル損害發生シタルトキハ當行ハ其ノ責ニ任ゼズ
- 七、受託手形及附屬書類ハ手形期日、支拂場所ノ如何ニ不拘現實ニ手形ノ支拂アリタルトキハ支拂人ニ之ヲ交付スルコトアルベシ
- 八、受託手形ニ引受渡 (引渡) ノ旨表示セラレタル場合ハ手形ノ引受アリタルトキ附屬書類ヲ引受人ニ交付スベシ
- 九、前二項ノ場合手形ノ支拂又ハ引受ヲ爲シタル者ヲ取立銀行ニ於テ手形面支拂人又ハ引受人ニ相違ナシト認メ得ベキ事情アリタル時ハ因ツテ生ズルコトアルベキ損害ニ付當行ハ其責ニ任ゼズ
- 十、取立銀行ヨリ代金取立濟ノ報告アリタルトキハ其ノ到着日ヲ以テ貴殿當座勘定又ハ其他預金勘定ニ振替入帳スベシ、此ノ場合ニハ其旨本通帳ニ記入セザル時ト雖モ該受託取立關係ハ當然終了シタルモノトス
- 十一、前項ノ場合ニ於テ入帳後ト雖モ支拂人ノ入金ガ他店券ナリシ場合不渡ノ爲メ取立銀行ヨリ取消ノ報告ニ接シタルトキ又ハ取立銀行ヨリ取立濟代リ金ノ回金ナキトキハ此振替入帳ヲ取消スコトアルベシ
- 十二、受託手形不渡トナリタル場合ニハ其旨委託者ニ通知シ本通帳持參人ヘ之ヲ返附スルモノトス
當行所定ノ期間ヲ經過シ尙不渡手形ノ引取ナキトキハ當行ハ之ガ保管其他一切其責ニ任ゼズ
- 十三、手形以外ノ代金取立ヲ委託セラレタルトキト雖モ總テ前各項ニ準ジテ取扱フモノトス

十四、本通帳ニヨル委託者ノ権利ハ當行ノ承諾ナクシテ讓渡又ハ質入ヲナスコトヲ得ズ
 十五、本通帳ヲ喪失セラレタルトキハ其旨直チニ届出ラルベシ、其際ハ當行取立關係帳簿ニ記載セラレタル
 モノヲ證トシテ適當ニ處理スベシ
 (以上)

代金取立手形受託通帳

※ 赤字ハ組戻又ハ不渡戻戻分

年月日	取立 番號	取立地	支拂人	手形 種類	金 額	期口	附屬 書類	手 数 料 又 郵 稅	預 印	※ 終了 日 月	終了 印	摘要

第四節 代金取立の分類

一、代金取立委託者に依る分類

(イ) 代手

取立委託者が取引先である場合、之が典型的の代金取立であつて、通常「代手」と略稱せられてゐる取立方法である。前節にも述べたる如く、取立委任者は依然として手形上の権利者であり、受託銀行は委託者の代理人の資格に於て、善良たる管理者の注意と「善良なる銀行家の注意」とを以て、受任事務を處理するを要するものが、此の取立の特色である。

取立「手形」と一口に言ふけれども、其の種類は千差萬別であつて、殆んど無制限に近い。苟くも取立の對照となり得るもの、即ち金錢化し得る債權である以上、何んでも構はない。然し、通常取立市場へ出廻る代手の中、其の主なるものを列挙すれば、凡そ次の如きものである。

- (1) 約束手形、(2) 引受濟爲替手形、(3) 引受未濟爲替手形、(4) 附屬書類（貨物引換證、船荷證券、保險證券、インボイス等）
- (5) 附引受未濟爲替手形、(6) 公社債株式等の有價證券附屬の引受未濟爲替手形、(7) 公社債元利札、(8) 配當金額收證、(9) 領收證、(10) 預金證書又は通帳、(11) 支拂命令書、(12) 其他

茲で注意を要する點は、依頼者が取引先で無ければ代手とはならないのかと云へば、さうは言へない。本支店間は同一法人であるから假令他の營業店から受託した場合でも、之は直接取引者

より委任されたと同一の法律關係を生ずるし、又他行から受託した場合と雖も、受託銀行と委任銀行間の法律關係は通常の代手關係のそれと何等異なる所なく、従つて之が科目も仕向銀行の用ひた科目の如何に關係なく、代手として取扱ふも何等差支へはない。唯殘る問題は、他行の再委任による此種代手の中には、夫等依頼銀行自身の商手、荷手を包含するを以て、取立起算日と延利徵求との問題は通常の代手並みには扱ひ得ない事情があり、此點は十分注意を要する。尤も是等の事實上の商手、荷手を、更に他行へ轉送するに際し、組元銀行通り商手、荷手の科目を用ひて仕向けする向きは別問題である。

(四) 商手、荷手

自行本支店に於て割引買取りした手形を、支拂地へ取立發送する場合は、夫々商手、荷手の科目を以て處理すべきは當然である。尤も自店直接扱のものに限り商手、荷手の科目を許し、他の營業店に於て割引せるものに付て取立方を受託した場合は之を代手の科目を以て整理する向きもある。此の場合前掲商手に關する注意を要することは言ふまでもない。

同様の意味に於て、他行より轉送取立方を依頼して來た商手、荷手に就ても、之を代手として

處理し得ることは前述の通りであるが、中には組元銀行(割引銀行)の科目其儘を用ひて、之を商手、荷手として取扱ふ向きもあり、此間の取扱方には何等統一がない。

自店直接取扱の商手、荷手の特色は、取立依頼者が組元銀行と混同する點に在り、其他の關係例へば仕向銀行と取立依頼銀行(割引銀行)間の法律關係は、一般代手と何等異なる所はない。唯實務上、取立起算日や延利の問題を嚴格に取扱ふ點が聊かその特色を爲すものと云へる。

二、取立地に依る分類

(イ) 當所代金取立

取立地即ち支拂場所が受託銀行所在地に在る場合の取立を當所代金取立と云ふ。此の取立の委託者は、直接の取引先たることもあれば自行本支店なることもあり、又他行なる場合もある。當所取立の特色は、受託銀行が自ら手を下して實際上の取立事務を遂行する點に在る。従つて、其の決済手段に就て手数を要すると共に、更に入金の種類に付ても存外面倒な問題が伴ふ。即ち交換持出時間の關係、自宅取立の不便は言ふも更なり、搦て加へて交換後他店券入金決済となるものゝ如きは、受託銀行としては頭痛の種である。詳しくは後章に譲る。

(ロ) 他所代金取立

取立地即ち支拂地が受託銀行所在地以外の土地である取立を他所代金取立と云ふ。他所代金取立中には、代手、商手、荷物の區別あること恰も當所取立手形中に此の別あると變りはないが、受託銀行は自ら手を下して取立するのではなく、自身は更に取立委任者となつて他の適當な銀行(自任本支店の場合もある)へ取立方を委任し、斯くして最後の受任銀行が之を當所取立として前段の具體的取立を遂行する譯であるから、仕向銀行としては相手方銀行が他行である場合、其の信用程度と回收方法とに就て頭を使ふ位のものである。

因に仕向先銀行が支拂地以外の銀行であることも多々あるのであつて、此際の被仕向銀行は更に支拂地若くは支拂地外の適當の銀行を選んで轉送取立を依頼する順序となる。轉送取立には仕向銀行負擔の轉送料を伴ふ。

三、代金取立の仕向別による分類

(イ) 仕向取立

他所取立には手形の仕向を伴ふ。取立委任銀行が仕向銀行となるのであつて、仕向銀行から發

送される取立が仕向取立である。銀行法施行細則に所謂「各地へ向けたる分」と稱するのは、此の意味の取立を指すのである。

(ロ) 被仕向取立

仕向取立の裏が被仕向取立である。此際前段の被仕向銀行は支拂地所在の銀行であると否とを問はない。被仕向取立が更に轉送取立を要する時は、改めて支拂地への仕向取立となり、曩の被仕向銀行は此の轉送取立に於ける仕向銀行の地位に立つ。

仍而、銀行法施行細則に於ける前掲分及「各地より受けたる分」は同一取立が重複計上されることとなるが、之は已むを得まいと思ふ。尤も轉送分計數を除外すれば重複の惧れはなくて済むと思ふ。

因に、取立關係に於ける仕向被仕向の區別は、必ずしも他所取立、當所取立の區別と一致しない。何となれば、取引先から當所取立を委託された場合は、仕向でもなく被仕向でもない取立となり、且轉送取立を要する被仕向は一應(形式上)當所取立を経由して他所取立に廻される關係上、其間多分に相對性があり、仕向被仕向の區別が混同され易いからである。一般に、取立關係に於

て當他の呼稱を以てする場合に、それが仕向であるか、被仕向であるか、即座に判明しなかつたり、反對に仕向別呼稱が當他の何れに屬するかを紛らはしくするのは、主として此の相對性に因る。輕卒な表現を慎まなければならぬ所以である。

第二章 代金取立事務の理論的構成

第一節 取立起算日の決定

取立済代り金の受入（入帳）起算日を如何に決定するか、此の問題は一見平易なるが如くにして實は甚だ面倒な問題である。之を實際上の取扱に徴しても、各行の足並が必ずしも揃つてゐるとは言へない。代金取立業務が一般的となつて茲に幾十年、然も今尙確たる方針の統一を見ないと云ふのであるから、之は確かに困難な問題であるに相違ない。今其の原因を窺ふに、結局は取立側委託者と受託者側との利害關係の相反する事實が、其の最も顯著な點であらうと思ふ。言ひ換へれば、委託者側の希望では、實際の受渡日が起算日でありたく、反對に受託銀行では、實際上の不利益を來たさない様決済當日以後の妥當な日を選んで之を起算日として、入帳せんことを望む。然らば受託者側に都合の日が委託者に總て是認せられるやと云ふに、必ずしもさうばかりは言へない。茲に兩者の利害が對立し、之を衝き詰めて考へると、代金取立業務と云ふものは一應成り立たなくなる恐れがある。其處で、委任者と受託者との間に、豫め或種の諒解が必要となつて來る。今委任者と受託者との關係を見るに、取引者對受託銀行、仕向銀行對被仕向銀行（取

立銀行) 及び割引銀行對取立銀行の三つに分けて考へられるから、以下其の各々の場合に於ける兩者の諒解程度、並に一般の習慣に就て、少しく述べて見たいと思ふ。

一、取引者對受託銀行間の起算日決定事情

(イ) 受託手形が當所渡である場合

當所渡手形の取立委任は、必ず期日物である關係上、受託銀行としては、期日の前日から當日の早朝にかけて取立手配が可能であり、従つて當日中に資金化し得るものと見られる。何となれば、交換持出可能のものは交換決済後に資金化し、自宅取立のものは早朝より手配をすれば、假令切手入金であつても、その切手を交換に持出して決済 possible の道理であるから、何れの點より見ても手形決済當日を以て入帳起算日と決定するのが理論上正しい。而して、實際上も此の理論通りに行はれてゐる模様であつて、此際自宅取立量多きが爲めに受入切手の交換持出不能のものありとするも、それは起算日を左右する理由にはならない。何故ならば、受託手形を現金と引換さへすればよかつた筈だからである。

(ロ) 受託手形が他所渡である場合

「他所渡りの手形取立済通知書に付ては、郵便日数を考慮に入れなければならぬ。何となれば、假令期日入金確實と見られる手形でも、仕向銀行としては、唯單なる期待のみによつて勘定を起す譯には行かぬ故、被仕向銀行から正式の取立済通知書を入手してから、即ち參着起算日でない」と振替手續は出来ないからである。此處で參着起算と云ふ意味は、現實の狀態に於ける銀行事務取扱可能の時間内に入手したものと解してゐると思ふ。必ずしも到着日當日たるを要しない。然し、何等の諒解もなく斯うした扱ひをしたのでは、委任者に取つて多々不都合の場合が考へられる。仍而、此間の紛議を無からしむる爲めに、事前に於て諒解を得て置く必要を生ずる。此點は前章第三節の約款(第十條)が總べてを解決してゐる。

尙電信通知の場合でも、着信が翌日であるならば、郵便と同様の結果になるが、電信扱の性質上發信日を以て起算日と決定することが通念上穩當であらうと思ふ。

以上本項に述べた所は、被仕向店が仕向店と本支店の關係に在る場合でも、全く同様に解してゐると思ふ。何となれば、各地の手數料規約を調べて見ても、此の間の區別を設けたものが見當らない程に當然のこととされてゐるからである。



二、仕向銀行對取立銀行間起算日決定事情

仕向銀行が對委任者の關係に於て前項の參着起算特約がしてあると云ふことは、被仕向銀行の關知しない處であつて、仕向被仕向兩銀行間の關係は、委任者對受託者の關係に外ならぬから、被仕向銀行は受任事務處理の通知を、事實に則つて發しなければならぬものと考へられる。即ち實際上の手形引換日を以て起算日と決定することが法律上は正しいものと見なければならぬ。乍然、斯くては被仕向銀行として相當大きな危険を犯さなければならぬであらう。何故ならば、取立手形の決済に際して、現金若くは之と同等程度の確實な入金あれば別のこと、交換後の他店券にて受入したのみでは、資金關係の當日損は論外としても、入金通知の即日發送に至つては頗る危険だからである。茲に於て、當日起算たることの資金損と、入金通知書の當日發送難との兩方面からして、交換後他店券決済の取立に限り之を翌日(正確には翌交換日)起算とすることが、一應妥當であるかの如き錯覺を生ずるのである。事實、此際翌日起算として取扱ふ向が今尙相當に見受けられるのである。乍然、此の解釋には二つの無理があると思ふ。第一は前述の通り委任事務處理の事實に相違すると云ふ點、第二は抑々不安な交換後他店券にて決済を許したことが、善

良なる管理者と善良なる銀行員の注意とに悖らなかつたかと云ふ點、此の二點が法律上の疑問となるのである。此の疑問を未解決の儘とし乍ら、敢て翌日起算を主張することは、多くの銀行の躊躇する處であつて、一日分の輕微な日歩損を忍んでも(巨額の交換後他店券で決済を許すが如きは斷じて銀行家の採るべき取立手段ではない)、當日起算として正道を歩まんとするのが、現下のコルレス間の大勢である。唯交換後他店券受入による決済通知書を、即日發送するか翌交換決済後に發送するか問題は、議論の餘地の存する所であつて、假令「交換後他店券受入ニ付不渡ノ節ハ取消シ可致候」との條件附入金報告としても、之を即日發送することに躊躇する銀行が多いのであつて、寔に當然のことであらうと思ふ。曩に當所渡取立の際に一言した現金決済主義は、コルレス相互間には必ずしも勵行される必要を見ないものと云ひ得るのであつて、悉く現金主義に據ることの不可能に近い點、及期日到着手形の取付時刻等に付ては、玄人間では十分の理解あるものと解せられる。

今判例に就て、手形入金を條件とする取立済通知書を見るに、「無條件取立済通知書を發したる時は、假令受入切手が不渡となつても、該通知書を取消すことを得ず」と云ふ意味の判例が確か

にある筈であるが、何うした譯かが大した價值を認められてゐない。察する所、此の判例は、無條件取立通知のものに付、判示されたものに過ぎず、今問題の條件付通知書の場合は間接的の拘束力の範圍を出でず、従つて、萬一問題を惹起した場合は、改めて大審院まで争ふだけの覺悟が必要とされるからではあるまいか。相手方が了解の上での條件付受入通知書ならば之は立派に效果的のものであらうと信ぜられるが、唯單に一方的申出による條件が、現状洽く認容せられていゝ實驗則たり得るや否や、此の點に少なからず疑問が残るのである。

今是を實狀に就て見れば、即日發送組と翌日發送組と、略相半する現状に在り、又以て未だ商慣習を作り得る程の妥當性はあるまいと見るのが安全である。

尙一言すべきは、稀には翌日起算として置き乍ら、即日之が發送の手續を採る、と云ふズルイ向きも見受けられる點である。之は前述の諸點に鑑み、銀行の取扱振りとしては何うかと思ふ。何となれば、此の方法には完全な意思表示がしてないものと解せられるからである。

三、割引銀行對取立銀行間起算日決定事情

商手、荷手等の割引手形を、割引銀行から受託した場合は、取立起算日は徹頭徹尾實際の決済

日をもつて報告するを要し、假令轉送取立となつて一たん途中で代手の形式をとることありとしても、參着起算に據るは不親切である。何となれば、割引手形には延利が付きまふ關係上、よし無利息のコルレス關係にしても、起算日だけは實際の決済日を採用するのでなければ、延利の持つて行き場合が無くなるからである。之は銀行同志お互ひ様のことであつて、多くを論ずる必要はあるまいと思ふ。割引手形を代手の形式にて轉送する場合、用意周到なる銀行では、「本代手ハ組元銀行ノ商手(荷手)ニ付受入起算日ニ關シテハ特ニ御留意願上候」と附記したものを見受けらる程である。

尤も朝鮮の金融組合が最後の取立者である場合は、コルレス銀行なみに扱ひ難い趣であるから、斯かる特殊のものは、豫め割引依頼人の諒解を得て置くの必要があらうかと思ふ。

第二節 期日前取立

一、債權に期日ある場合は、其の期日到來を俟つて取立すべきことは當然である。一般に期限の利益は債務者側の享受すべきものであつて、債權者は期日到來までは、其の債權を行使するを

得ない。従つて代金取立に際して、支拂人が期日前に支拂方を申出することは、取りも直さず與へられたる期限の利益を放棄するものと法律的には解せられるのである。乍然、之を經濟的に見れば、時に期日前決済が支拂人に有利にして債権者に不利なる場合もなしとしない。何となれば商取引の常として、荷受人より特定の註文はなくとも、荷主の見計ひにより、積荷と同時に之を代金取立として銀行へ委任する場合も亦決して珍らしくないのであつて、此際商品の値上りを見んか、荷主としては、出来ることならば、此の一方的商取引を一先解消せんことを希ふのが人情である。斯くの如き場合を豫想するならば、少なくとも附帶證券若くは商品の伴ふ代金取立の期日前取立に際しては、一應委任者の諒解を得て決済の運びとすることが、委任事務處理上の「善良なる管理者の注意」となるのではあるまいか。何となれば、委任者は期限到來迄に取立られんことを契約の内容とするものに非ずして、期日到來を俟つて決済せんことを條件とするものと一應は解せられるからである。

二、期限前取立に關しては、右と反對の場合も考へられる。即ち指定期日通りの取立をすれば何等問題はないのであるが、之を期日前決済とした爲めに委任者へ損害を與へる恐れあることも

あり得る。今具體的實例をもつて之を説明せんに、取引先より定期預金證書の取立を委任された甲銀行は、之を支拂地に於ける乙銀行へ取立を委嘱した。乙銀行は指定期日に不拘、直ちに之を支拂銀行へ呈示して取立を了した。然るに此の證書は約定期日を遙かに経過したものであつて、右取立日を二日繰り延べたらんには（即ち指定期日通り）延滞期間が恰も満六ヶ月となり、約定期間の六ヶ月と通算して一ヶ年分の約定利息が得られる状態に在つた。右の場合支拂銀行が延滞期間百七十八日間を日歩計算として決済したものと假定すれば、茲に委任者の期待は完全に裏切られ、取立受託銀行が不注意の責を免がれないと云ふが如き結果となる。無論預金協定のある地方では、解約預金の延滞期間は總て日歩計算に落すから、右の場合何時取立られても委託者に實害はなくて済むが、斯かる協定の存在は未だ商慣習と認む可き性質のものでないから、一應問題となる可能性があり得る譯である。

三、取立期日は右述べた如く慎重に解すべきであるから、従つて期日前決済に際しては、先づ取立金の性質を洞察して判断し、受託銀行の一存で決し兼ねる場合は、必ず委託銀行諒解の下に處理する事が必要であらうと思ふ。殊に銀行間電信暗號にも「期日前入金」の申出あり如何取計ふ

べきや」との意味の成句が有る位だから、宣なる哉、期日前決済が物議の種となり得ることを虞れ、之を未前に防止して置くことは、注意深い銀行では現に實行されてゐる。前掲第一章第三節代金取立受託規定第七條は即ち右の必要に應ぜんが爲めの規定である。

四、尙期限前取立に關聯して、期日迄の日歩割戻しの問題がある。無論委任者の諒解を得て、委任者の決定した日歩計算に據るべく、此際仕向銀行委任者より「期日前入金日歩割戻依頼書」を徴すべく、取立銀行は、支拂人より「割戻日歩領收證」を徴求して、之を組元銀行を通じて取立委任者へ届けなければならぬ。

第三節 期日後取立

一、期日後取立の原因

(イ) 取立依頼人の申出に因る期日延長は、債権者諒解の下に債務者へ期限の利益を追與するものであり、受任銀行は「延期依頼書」を取立銀行へ發するを要する。此際委任者より延期依頼書を徴求すべきか否かは、一概に論ずるを得ないが、期日の延長をもつて契約の更改と解する時

は、之に關する正式書面を徴するか、若くは受託通帳面期日訂正を要するものと認められる。實際問題としては、依頼人よりの口頭の申出に依り、延長の手配をする銀行が多い。尤も此の原因に依るものは、元々依頼人から自發的(支拂人よりの直接懇請が主因ではあるが)に申出であるものであるから、豫め書面にして届出であるものも相當に在る。要するに、後日に紛議を残さざる様注意すれば足る。

(ロ) 支拂人の依頼に因るもの

期日前若くは期日に至り、支拂人より口頭若くは書面(通常は手形へ附箋を貼附する)を以て延期の申出である場合、取立銀行之を仕向銀行へ移牒し、其指圖を俟つて、委任者の承諾が成立すれば、茲に期日後取立の原因が発生する。

(ハ) 手形若くは荷物の延着

代金取立關係書類そのものが期日後、若くは期日交換持出時刻後に被仕向銀行へ到着すれば、之は當然期日後の取立たらざるを得ない。荷附取立である場合、證券附帯の場合は被仕向銀行に於て仕向銀行へ證明し得るが、爾餘の商品なる場合は、取立銀行自身の延着證明は不可能である

から、之は支拂人をして立證せしめなければならぬ。

(二) 取立依頼方の過疵に因るもの

取立委任者若くは仕向銀行の仕向方法に過疵あることを發見したる場合は、事情により其儘にては取立を爲し得ない場合が少なくない。例へば委任状の不備、手形の不備等に因るものがそれである。此の場合は、取立つべき債権の性質に應じて、或は電信により、或は書面を以て一應組元銀行へ照會して、その指圖を仰ぐ要あるべく、其間期日後取立の原因を爲すことのあるべきは已むを得ないことであらうと思ふ。

二、期日後取立の條件

(イ) 延滞利息の徴收

期日後取立と延利の徴收とは、常に相關聯して考慮しなければならぬ。延利の徴收権は仕向銀行より此旨委任せられた取立銀行の権利であり、仕向銀行(依頼人)に對する義務でもある。乍然、延利の徴收は元々委任者の意を受けた仕向銀行の指圖に因るものではあるが、前項に述べた通り原因の如何により、必ずしも常に徴收可能とばかりは行かない。

(ロ) 延利不拂理由書

延利徴求の特約ある取立に際し、支拂人々に應ぜざる時は、延利に替へて延利不拂理由書を提出せしめなければならぬ。理由書面記載事項に就ては原則として取立銀行は責任を負ふ限りでない。

(ハ) 延利不拂に因る取立の停止

延利徴求を絶対條件とし、「萬一延利不拂の節は手形御返却相成度」き旨申出ある場合は、延利を取るか不渡とするか、二途その一あるのみで、誤つて延利不拂理由書をとつて決済した場合は、無論取立銀行に於て全責任を負はなければならぬ。又斯かる絶體條件で無い場合に在つても、取立の性質上不拂理由書のみにては依頼人の満足を得ざる恐れある時は、一應決済を留保の上、至急組元銀行の指圖を俟たねばならぬ。

(ニ) 割引手形の延利

商手、荷手の期日後取立に延利の必要なることは當然である。萬一徴收不可能の場合は、不拂理由書を提出せしめ、之によつて割引銀行の直接徴收(割引依頼人より)の便を與へなければならぬ。

らぬ。

第四節 減額取立

減額取立の法律上の性質を、取立委任契約の更改と解する。何となれば、減額取立は既存契約の内容の最重要部分に重大なる變更を來さすものであり、それが爲め舊契約は一應解消せられ、新たなる委任契約として更生するの効果を發生するものと解せられるからである。

果して然らば、減額取立は取立委任契約に於ける重大な意思表示であるから、委任者よりは書面を以て受任銀行へ申出で、受任銀行は之を取立銀行へ移牒の手續を採らなければならぬ。

減額取立其物の發生原因に就ては、受任銀行は深く關知する限りでない。

減額取立の決済手續には、二つの方法があると思ふ。即ち直接差引訂正額だけの受渡しのみに據るものと、舊金額による全額決済と減額部分に對する領收證とを併行せしめて、同様の結果を得んとする方法である。詳言すれば、前者の方法は訂正額だけの領收裏書によつて全額證券を支拂人に引渡すものであり、後者の方法は全額無條件領收證と支拂人より取立銀行宛（依頼人宛でも

いこの減額部分領收證とを交換するものである。何れも一長一短があつて（例へば前者には一部分の領收裏書のまゝで手形を引渡す點に疑問が残るが如き）、一概には論じ難いが、實際論者は前者の方法を歓迎し、形式論者は後者の方法を尙ぶ。

取立手形減額依頼書

豫而拙者依頼中ノ代金取立手形ニ付左記ノ通り減額取立相願度此段御依頼申上候也

代手番號	支拂地	支拂人	期	日	手形金額	減額金高	差引訂正金額

昭和 年 月 日

株式 銀行御中

取立依頼人 何 某 印

何れの場合でも、取立済通知書は訂正額を以てせらるべきで、前者の方法を採る時は之に減額取立の旨を附記するを要し、後者の方法に在つては、支拂人提出の減額領收證を通知書へ添附すれば足る。此の減額領收證は委任者へ後證を提供するものであり、之が爲め當事者間の往復書面に據るよりも一層直截的であり、委任者にとつて整理上、より好都合とあらば、後者の方法を奨めたい。

因に委任者より前掲減額取立依頼書を徴した以上は、受託通帳面金額の訂正は其の必要があるまいと思ふ。

第五節 荷物引受渡の取立

代金取立に二つの方式がある。D/P 扱 (delivery after payment) と D/A 扱 (delivery on acceptance) とが是である。前者は支拂渡であつて無条件取立の原則的方式であり、後者は所謂引受渡と稱せられる方式であつて、之は豫ての取立条件によるか若くは中途委任契約の更改によつて手配されるものである。

引受渡取立方に關する委任者の意思表示は、契約の當所に於て之を爲す場合は比較的容易であつて、通常手形面に D/A と表示して其の側らへ爲手振出に用ひた印章を押捺して委嘱し、受任銀行では受託通帳面摘要欄へ此旨記入すれば足る。然るに、最初無条件取立の依頼になるものを途中で D/A 扱に變更せんとするものに在つては、正式書面をもつて此旨意思表示をせしむる必要があると思ふ。

取立銀行は仕向銀行より D/A 扱の依頼を受けたる時は、銀行間手續は、裏書印即ち責任者印をもつて D/A の側らに證印し、併せて手形送達状へも D/A の旨表示して之を爲す、手形の引受を條件に附屬書類を交付して差支へ無い譯であるが、此の引受を求むる爲めの呈示を如何なる方法で之を爲すか、言ひ換へれば、引受に用ひられた印章に對して何の程度の責任を負ふべきか問題であらうと思ふ。今極めて公平に考へるならば、手形面支拂人の自宅に於て呈示引受を求めのが正當な手續であり、其の限りに於て銀行の責任は解除されるものと信するが、今若し單に通知のみにより支拂人の來店を要求して引受後の手續を執つた場合は如何。此の際萬一手形面支拂人以外の者が支拂人を装つて荷物の横取りをした場合は、事實問題として無論取立銀行の責任は免かれまい

と思ふ。夫れ故に、來店を求めて引受せしむるに就ては、支拂人が自行と取引關係あることを要する譯であり、十分の注意を必要とする道理である。

尙荷物證券を前渡するに就ては、單に引受のみを條件として交付することは輕率であり、更に附屬證券の受取證を提出せしむることも用意が無ければなるまいと思ふ。無論此の受取證は仕向銀行への對抗條件として徵求する性質のものであるから、取立銀行保管を當然とするが、取立銀

代金取立手形 D/A 式扱變更依頼書

依頼日

代手番號

金額

期日

支拂地

支拂人

豫而取立方依頼中ノ右代金取立手形今般都合ニ依リ支拂人ニ於テ手形正式引受濟ノ上ハ附屬書類御引渡ノ上期日御取立ノコトニ變更御取扱願上度此段御依頼申上候也

昭和 年 月 日

取立依頼人 何

某 ㊟

株式會社 ○ ○ 銀行御中

行は、更に之によつて仕向銀行へ引受濟の旨を通知し得るだけの用意がなければならぬものと思ふ。何となれば、引受の有無は取立依頼人にとつては現在及將來の商取引に影響する所あり、従つて之は委任事務處理の狀況を報告することに外ならぬからである。

因に引受後の代手は、取立銀行の手中に在る場合でも、仕向銀行にとつて割引の對照となり得ることは言ふまでもない。此際は、受託通帳記載要項を手形と看做し、割引手續後組戻返却記入を爲し、摘要欄へ割引に變更の旨を附記すればいゝ譯である。

第六節 先日附小切手の取立

先日附小切手の取立を受託し又は之を依頼する場合、銀行として如何なる態度を採るべきか、之は餘程慎重に考ふべき問題であらうと思ふ。小切手法第二十八條には「振出ノ日附トシテ記載シタル日ヨリ前ニ支拂ノ爲呈示シタル小切手ハ呈示ノ日ニ於テ之ヲ支拂フベキモノトス」と規定してゐるが、之は支拂人の立場を考慮し、小切手取引の複雑性を避けるための規定であつて、之れあるが爲めに、實際社會の取引慣習を尊重すべき取立關係に於てまでも、振出の日附を無視し

て日附前取立を強行して宜敷ものと云ふのは可笑しい。何となれば、右法文の構造が假令先日附小切手撲滅の觀あるも、寧ろ立法の精神は此の反對であつて、舊法時代に於ける判例「先日附小切手と稱するは、其の事實上の振出日と、其の呈示日との間に、十日以上を置くものにして、正に商法の規定に違反するもの、如くなるも、斯かる小切手は、取引上現に授受せられて居り、而も何等の實害も未だ觀るべきものなく、従つて先日附小切手は有効とす」(大審院大正十五年(オ)第一九一號) 昭和二年四月二日第二民事部判決との趣旨に徴し、實際取引社會に於ける先日附小切手の存在が是認せられ、新法の出現によつて先日附小切手に關する舊法時代の疑問が一掃されるに至つたものと見るのが正しいと解せられるからである。

事情右の如くであるから、吾々實際社會の機構内に於て、一般取引慣習を是認しての代金取立事務に當つては、此の立法の精神と解釋とを無視するを得ないのであつて、單に構文の形式に捉はられて、徒らに先日附小切手の意義と作用とを否定せんとするが如き思想は、何等實際社會の習慣と合致しないことを知らなければならぬ。

從而、取立委任者が、先日附小切手の取立方を無條件で依頼したからと云ふだけの薄弱な理由

をもつてしては、小切手面日附を無視出来ないこととなる。今之を實際上に就て見るに、先日附小切手の取立委任に際し、注意深い依頼人になると、「本小切手は振出の日に御取立被下度」旨小切手面に附箋を以て明示するか、若くは口頭をもつて此旨依頼するものも決して少なくない。又此の注意の無い依頼人と雖も、彼等實際取引界の習慣に馴れてゐる者の立場から見れば、何も態日附取立の特約をせずとも、當然銀行に於て夫れ位の注意はして貰へるものと思ひ込んでゐるかも知れない。此の間の實驗心理に就ては、法は恐らく取引社會の實際を尊重するに決まつてゐるのであつて、無條件依頼あればとて、日附前取立を強行する不用意の取立銀行は、明らかに窮地に立たなければなるまいと思ふ。されば先日附小切手の受託取立に際しては、少なくとも左記各項に就て十分慎重なるを要するものと信ぜられる。

一、特に不渡處分の勵行せられる京都市、沼津市渡りのもの、若くは交換所規約を嚴守する習慣のある銀行への先日附小切手の仕向に際しては、取立委任者の不用意に對して、仕向銀行で豫め善良なる管理者の注意を働かせて、萬一の不渡處分を回避する一方法として、日附取立方を明示して依頼することは、絶対に必要であらうと思ふ。

二、一般に、取引先より先日附小切手を無条件取立に受託した場合は、日附取立を意味する附箋を洩れなく貼附して仕向することが絶対に必要である。萬一、此の注意を怠り、日附前取立濟となり、依頼人から其の信用を紊るものとして抗議が出た場合、受託銀行は窮地に立つの外はない。何者、委任者は實際取引社會の習慣を楯に受託銀行へ肉迫し得ると云ふ強力な武器を有するにも不拘、銀行は單に支拂人たる場合小切手法第二十八條の規定に立て籠り得るに過ぎず、取立人の立場に於ては、日附前取立を強行する權限なく、従つて支拂人をして第二十八條の規定に據らざるを得ざるが如き強行取立を爲したる結果生ずることあるべき事故に對しては、取引上の通念に照らして何等かの責任は到底之を免がるゝ由なきものと解せられるからである。

三、被仕向取立中の先日附小切手に、參着拂の手形送達狀が添附してある時は、仕向銀行に於て前項の注意を缺いたものと善意に解し、

(イ) 自行渡りのものは振出人の意向を確かめた上で、差支へなくば即時決済し、否なる場合は「手形照會書」若くは電信により仕向銀行を通じて委任者の意向を打診せしめ、斯くして委任者と振出人たる自行取引先との間の商取引を攪亂せざる様注意すること。

(ロ) 他行渡(交換廻し)先日附小切手なる時は、特殊の場合を除き、日附決済も亦已むを得ざるものとして處理すること。此の場合は、該手形送達狀に物を言はせ、萬一の取立遅延の責を警戒すべきである。

(ハ) 更に轉送取立を要するものは、時日に餘裕あるを以て、一應振出日前の指定期日取立(參着取立)を依頼し置き、手形到着板面若くは別途照會狀をもつて、仕向銀行を通じて委任者の意向を打診し、必要に應じて電信にて回答を得て轉送先へ善處すること。

先日附小切手の取立に關する以上の解釋は、著者の獨斷でも何んでもないのであつて、現に、日附取立の必要を痛感せざる銀行に於て、右小切手法第二十八條の精神を曲解して、漫然日附前取立を強行するの結果、方々で支障を來たし、之が辯明に窮し、常に叩頭してゐる事實の多きに徴し、何等疑ふの餘地なき自明の理であらうと思ふ。此際取立受託規定中に「手形及附屬書類ハ期日ノ如何ニ拘ラズ實際ニ支拂アリタルトキニ之ヲ交付ス」との一條項あればとて、それは大した權威をもたぬ。何となれば此の規定は、一般の期日前入金に備へたものであつて、先日附小切手の支拂を豫想してゐないからである(第一章第三節參照)。

第七節 代金取立手形の裏書

手形及記名式小切手の取立方を（銀行へ）依頼する場合には、取立委任裏書を必要とする事は云ふまでもない。取立委任裏書の法律上の効力に就ては面倒な規定があるが（手形法第十八條、小、要切手法第二十三條）するに手形上の権利移轉の効力を発生しないで、被裏書人をして裏書人の有する手形上の権利行使を代理せしめ、且同一の目的の範囲内に於てのみ、更に裏書を認めるだけの効力を発生する。

無記名式小切手の取立委任に際し、何故取立委任裏書をしない習慣があるのかと云ふに、舊法時代に在つては裏書に依らずとも小切手の占有を移轉し得ることが其の主なる理由であつたが、新小切手法の實施に伴ひ、更に今一つの事情が出来て、此の無記名式小切手の取立委任裏書を回避せしむるに至つたものと思ふ。即ち小切手法第二十條の規定により「持參人拂式小切手ニ裏書ヲ爲シタルトキハ裏書人は遡及ニ關スル規定ニ從ヒ責任ヲ負フ」こととなつて居り、而して此の規定は、單純なる讓渡裏書をした場合でも、取立委任を條件とする裏書をしたる場合でも、特に其間に區別が設けらるゝことなく、一樣に遡及の適用があるのであるまいかと解せられるから

である。其處で往々問題となるのは、歐文持參人拂小切手の取立關係に於ける入金證明の問題である。此際支拂銀行では、取立委任銀行から正式裏書を受けてゐない關係上、小切手支拂金の勘定の歸屬に對して不安を伴ふと言ふに在る。斯うした特殊の習慣が邦文の無記名式小切手にまで擴張されたら大變な手數となるが、要するに、斯かる問題は無記名式小切手の取立關係に於て、裏書が出来ない點から來てゐるものと思はれる。同様のことが持參人拂式の特殊線引小切手に就ても言へ様かと思ふ。

一般に、取引先（取立委任者）にしても、仕向銀行にしても、取立委任裏書を必要とするものに就いて之を爲す場合は、通常「取立委任」其他同一意味の裏書の目的を附記することになつて居るのであるが、何うかすると此の目的附記を忘れて、單純裏書の形式をとることがある。此の附記を忘れた取立委任裏書と雖も、夫れが單なる讓渡裏書でないことは事實關係で證明出来る譯であるが、通説は斯くの如き場合の裏書を、單純裏書と認めず、信託裏書若くは、隠れたる取立委任裏書であると解してゐる。此の點に關しては次の如き判例があるから争ひの餘地は少ないと思ふ。

手形所持人が取立委任ノ目的ヲ以テ裏書ヲ爲シタルモ、手形ニ其ノ目的ヲ記載セザリシ場合ニ於テ、其裏書ニ依リテ生ズベキ權利關係ハ必ズシモ一様ナラズ、當事者ハ或ハ手形上ノ權利ヲ讓渡スルノ意思ヲ以テ如上ノ裏書ヲ爲スコトアルベク、此ノ場合ニ於テ被裏書人ハ完全ナル手形上ノ權利者トシテ第三者タル手形債務者ニ對シ所持人トシテ手形上ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ベク、唯直接ノ裏書人ニ對シ、其ノ間ニ存スル契約ノ趣旨ヲ遵守スベキ債務ヲ負フニ過ギザルベシ。又當事者ガ手形讓渡ノ意思ヲ有スル場合ニ於テモ、一定ノ解除條件附委任ノ消滅、其ノ他取立目的ニ反スル權利行使等ノ場合ニ、直ニ手形上ノ權利ガ裏書人ニ復歸スル條件ノ下ニ裏書ヲ爲スコトアルベク、此ノ如キ場合ニ在リテハ、其ノ條件ノ成就ニ因リ手形上ノ權利ハ裏書人ニ復歸スルニ至ルベシ。又或ハ、當事者ハ手形讓渡ノ意思ヲ有セズ、單ニ裏書ニ依リ被裏書人ニ手形上ノ權利ヲ行使スル權能ヲ授與セント欲シタルニ止マルコトアルベク、此ノ如キ場合ニ在リテハ、被裏書人ハ手形上ノ權利ヲ取得スルコトナク、手形上ノ權利ハ依然トシテ裏書人ニ存在シ、被裏書人ハ單ニ自己ノ名ヲ以テ手形上ノ權利ヲ、裁判上又ハ裁判外ニ行使スル權利ヲ有スルニ過ギザルベシ。從ツテ取立委任ノ目的ヲ以テ爲サレタル通常ノ裏書ニ依リ、如何ナル權利關係ヲ生ズベキヤハ、一ニ當事者ノ意思ニ依リテ決スベキ事實問題ニ外ナラザレバ、當事者ノ意思明カナラザル場合ニ於テ、單ニ通常ノ裏書ヲ爲シタル一事ニ依リテ、直ニ當事者間ニ手形上ノ權利讓渡ノ意思アルモノト推斷スルコトヲ得ザルモノトス。蓋シ當事者ノ意思分明ナラザル場合ニ於テハ、當事者ノ達セント欲スル目的ニ鑑ミ、其ノ目的ヲ達成スルニ必要ニシテ且十分ナル限度ト認メラル、行爲ヲ爲ス意思ヲ有スルモノト解スルヲ相當トスベケレバナリ。果シテ然ラバ、當事者ノ

目的トスル所ハ、手形ノ取立委任ニ存スル以上、其ノ目的ハ手形上ノ權利ヲ讓渡セズ、單ニ被裏書人ニ自己ノ名ヲ以テ手形上ノ權利ヲ行使スル權能ヲ授與スルノ方法ニ依リ十分ニ達シ得ルヲ以テ、當事者ハ叙上ノ意思ヲ有スルモノト推定スルヲ相當トス。從ツテ叙上ノ場合ハ手形上ノ權利ハ依然トシテ裏書人ニ存スルヲ以テ、裏書人ハ手形債務者ニ對シテ手形上ノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得ベク、又手形債務者ハ裏書人ニ對抗スル事ヲ得ベキ抗辯ハ總テ之ヲ以テ被裏書人ニ對抗シ得ベキモノト解セザルベカラズ(大審院第一民事部、大正十五年六月一日判決)。

第八節 代金取立關係書類の無償交付

一、無償交付の原因

代金取立手形關係書類を、支拂地に於て無償交付するに至る原因の主なるものは、(イ)手形關係を離れて別途決済となりたる爲め、關係書類の一部若くは全部を當然支拂人へ引渡す必要を生じたるもの、及び(ロ)支拂人に於て手形の決済を遅延し、爲めに委任者(若くは其の代理人)自から支拂地に出頭の上交渉し、若くは轉賣する必要上之を入手せんとする場合が之である。

其の何れの原因たるを問はず、受託銀行としては、是等の原因を探知して置くことは手續上參考となることは無論であるが、強ひて深く立ち入るを要せず、亦立ち入るべき筋合のものでもな

5。

二、無償交付の法律上の性質

無償交付の法律上の性質は、受取人の如何に依り、一概には言へない。(イ)依頼本人若しくは其の代理人が支拂地に於て關係書類全部の引渡を受ける場合は、組戻しと同一結果となるから、之は委任契約の解除と見るべきであらう(民法第六五條第二項)。又附屬書類のみを交付し、手形を組戻す時は、委任契約の更改と解除とが併行して行はれるもの、如くであるが、何れも受取人が委任者本人である關係上、單に之を契約の解除とのみ解する。何時解除となつたかは、無償引取の際の受取證(銀行保管)の日附に據つて判断すべきであり、受託通帳の消込みは此の日附に遡及してよろしきものと信ずる。但し一部交付の場合に在りては、摘要欄へは夫々の事情に應じて組戻手續の割書を要することと言ふまでもない。(ロ)次に手形面支拂人に關係書類全部を引渡す場合は、當初の委任契約の本旨では無いから、之は明らかに契約の更改に該當する。此の場合は、受取證による引渡日に遡及して受託通帳の消込みを行ひ、摘要欄へは支拂人へ無償交付の旨を記入する。而して、附屬書類のみを無償交付し手形を組戻す場合は、明らかに契約の更改と委任關係の解除とが同時

に併行するものに外ならず、總て前項に準じて受託通帳の整理を要するものと認められる。

三、無償交付依頼書

右述べた如く、取立關係書類の無償交付は、契約の解除なることあり、更改なることあり、又解除と更改とが同時に併行されることもあり、何れも當初の委任契約に對して重要な變更を加へるものであるから、委任者より受任銀行へ、仕向銀行より被仕向銀行へ、夫々無償交付に關する正式依頼書を提出する必要があるものと認められる。

無償交付方を電信で指圖する場合がある。無論暗號電報である限り、書面に依る依頼書と同一の効果あるものとして、迅速に處理すべき性質のものである(依頼書の様式に就ては、銀行の調査十一年十一月號抽稿参照)。

四、無償交付受取證

支拂地に於て代金取立關係書類の一部若しくは全部の無償交付を受けんとする者は、委任者たる支拂人たるを問はず、取立銀行宛に適當の受取證を提出するを要する。此の受取證は、取扱銀行の後證となり、併せて受託通帳消込用となるものであるから、取立銀行用と仕向銀行用と、正副二通を提出せしむべきものと信ずる。殊に其の受取文は銀行自身の希望するものでありた

く、受取人の提出する不備勝ちなる證書を以て甘んずべきではあるまいと思ふ。然るに、此の受取證に關する實際上の取扱方を見るに、叙上の見解と遙かに相違するものがあり、甚だ遺憾に思はれるので、此の機會に本件取扱方に關する右著者の見解を述べ、併せて受取證様式の一例を掲出して置く。

印紙	受 取 證
<p>一、船荷證券 壹通(何月何日附何會社發行第何號)但昭和 年 月 日附株式會社何々銀行ヨリ 貴行宛取立依頼中ノ代金取立手形第〇〇號金何圓、期日何日、支拂人何某分ニ對スル附屬書類 右證券壹通ハ昭和 年 月 日前記銀行ヨリ貴行宛別途依頼書ニ基キ本日貴行ヨリ拙者へ無償ニ テ御引渡相成正ニ受取申候也</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">右手形荷受人 何 某 ㊟</p>	
株式會社	取立銀行御中

五、附屬書類引受渡と無償交付との競合

附屬書類引受渡の條件あるものにして、荷物交付済なること判明せる場合は何等紛らわしい點は無いが、無償交付手續と引受渡手續とが矛盾する場合は如何。例へば委任者が支拂地へ出張して無償交付を受くる迄の間に引受渡の手續が執られて終つた場合は何うなるか。無論取立銀行としては先着意思表示たる D/A 扱の後に無償交付の意思表示を受けたとすれば、後着意思表示の手遅れとして何等問題は無いが、それにしても出張中の委任者の立場を何うするかの問題が残る。故に斯かる懸念のある場合は、無償交付の依頼を電信を以てする必要がある、若し書面に依るものとすれば、D/A 扱のあるべきことを豫定しての依頼書で無ければなるまいと思ふ。而して右競合は支拂渡の場合にもあり得ること、無償交付と支拂とが競合する場合も、事實上決して珍らしいことではない。是等のことも考慮して、委任者よりの依頼に應じて遺憾なきを得る用意が必要と思ふ。

六、無償引取人紹介状

支拂人が無償引取人である場合は、その引取人が本人であるか否かは取立銀行に於て鑑別する方法は幾らもあるが、取立委任者本人若くは其代理人が取立銀行へ出頭する場合は、完全なる紹

介状を持参させる必要があると思ふ。完全なる紹介状とは、仕向銀行よりの紹介状の外に、無償受取人の印鑑見本をも之に添附することを意味し、紹介状持参者が右による届出済印章をもつて受取證を提出した場合は、先づ正當なる受取人と認め得るものと信ずる。

第九節 取立關係に於ける不渡手形保全手續

一、拒絶證書の作成

拒絶證書には引受拒絶證書と支拂拒絶證書との區別があるが、其の作成の期間が短いのと、且支拂地に於て之を作成する必要のある關係上、取立關係に於ては多く受託銀行をして之を作成せしめてゐる。元來拒絶證書の作成は、手形の保全手續の重要部分であるから、受託銀行としては正當の理由なくして之を拒むことを得ない。唯左記の場合は受託銀行に責任が無いものと解する。

イ、天災其他不可抗力に因る場合
ロ、近くに公證人其他作成機關の設備なく、強ひて之を作成せんとすれば、法外の日當其他の作成費用を要し、受託銀行の一存にて處理するを得ずして、委任銀行へ照會して其指圖を仰いだ

場合若くは右を理由に作成方の依頼を拒絶した場合、

ハ、其他特殊の事情により、作成不能の爲め之を委任銀行へ通知した場合、尙一般問題として、受託銀行が保全手續の渦中に投ずる場合の責任回避の方法として、取引者（取立委任者）對受託銀行間には受託規定の一部分に於て此の點に關する特約を結んでゐる場合がある。第三節の受託規定第四條が即ちそれである。

二、償還請求の通知

受託代金取立手形の拒絶證書作成と同時に、償還請求通知書の發送方を依頼される場合がある。無論償還請求の通知は單純なる取立事務の範圍を超えたものと解せられるから、事情によつては之が依頼を拒絶しても差支へない。殊に新手形法によつて通知期間が延長されたのであるから、ぞして此の通知は發信主義に據り得るのであるから、必ずしも取立銀行に於て引受ける必要はあるまいと思ふ。然し受託銀行側に正當なる理由の無い限り、敢て之を拒むべき道理もないのであるから、一應の手續だけは心得てゐなくてはならぬ。

受託取立手形の償還請求の通知と雖も、一般のものとは何等異なる所はないが、唯左記二點に就

ては一應の考慮を拂ふ必要があるものと思ふ。

イ、通知書發送者の名義

取立受託銀行は手形権の所有者ではない、飽くまで委任者の代理者として本人に代つて其の権利を行使するものに外ならない。従つて、漫然受託銀行名義を以て通知書の發送を爲す時は、恰も發送銀行が手形の割引所持人であるかの如き觀を呈するが故に、此間の區別を明瞭ならしむる必要がある場合は、「何々銀行代理」の肩書をもつて之を發送することが實際に即したものと解せられる。少なくとも被仕向銀行としては斯くありたいと望んでゐるに違ひない。

ロ、飛越へ請求

手形所持人は其の遡及權を行使するに當り、手形債務者が其の債務を負ふに至つた順序、つまり振出人と裏書人間では何れを先にしても差支へなく、又裏書人と裏書人との間では、其の裏書の順序に關係なく、飛越えて請求することも出来る(手形法第47條)。取立委任銀行(仕向銀行)が直接の裏書人であるからと云つて之に對して請求するのは、滑稽でもあり且遡及の效力を發生する限りでないから、同條により宜敷く飛越え請求を爲すべきである。

第三章 他所代金取立事務

第一節 他所取立手形の受託

一、店頭受託と取立手形受託通帳の記入

店頭顧客より受託する取立手形の大部分は他所取立である。一現の客から取立の依頼を受けることは、先づ無いのであるが、然し先づ取立の依頼があつて然る後預金取引の渡りを附ける場合が無いとは云へぬ。元來取立受託には、一時的のものと継続的のものがある。前者は「代金取立手形預り證」に記入交付し、後者は「代金取立手形受託通帳」に記入して返却する。乍然、後者の關係が假令継続的であるとは言へ、取立委任關係の継続性は、預金取引殊に當座取引等の場合と法律上の性質が全然違ふのであつて、個々の手形に就て委任關係が発生し消滅するのが特徴である。従つて、受託通帳記入事項に就ては、個々の手形に就て完備した記入を要する次第であつて、後日の紛議の餘地を胎さないだけの注意が肝要である。通帳の様式に就ては、既に第一章第三節に掲出して置いた關係上、之を省略し、單に預證若くは通帳への記入注意事項を示すに止める。

形 依 頼 人 帳

金額	期日	附屬書類	渡り整	済日	摘要

リ - フ 式)

- (イ) 附屬書類の記入は正確なるを要し、特に D/A 扱のものに付ては、其旨必ず摘要欄へ明記すること。
- (ロ) 先日附小切手の場合は、期日欄へは小切手の振出日附を記入する(第二章第七節参照)。
- (ハ) 後日取立委任契約の内容を變更する場合はなるべく通帳の持参を求めて必要事項を記入する。
- (ニ) 取立依頼日並に支拂地を頼りに索出に便する様、通帳及渡済通知書の設欄を工夫すること。

二、代金取立手形依頼人帳

此の帳簿は餘り普遍性のある帳簿ではな

代 金 取 立 手

依頼人

手形種類	宅行 自或銀	地ハ地 向ハ地 仕又支	支 拂 人	番 號	年 日 月 日

(ル - ズ・

- い。無くとも十分用は足りる性質のものであり、有れば記入の手敷を要するが、然し場合によつては無意味の帳簿ではない。何う云ふ特徴があるのかと云へば、凡そ次の如きものである。
- (イ) 個々の依頼人よりの受託現状を一覽の下に知悉し得る便利がある。
 - (ロ) 大規模の爲替機構に於て、依頼者より電話照會を受けたる際、態々足を運んで尨大な記入帳を繕かずとも、本帳簿のみにて其の取立模様(延期其他の事故は不斷から記入して置く)に付即答が出来る。
 - (ハ) 渡済通知書の發送に際し、本帳簿の消

五、本支店よりの轉送取立受託

自行本支店よりの轉送取立方依頼あるものに就ては、漫然之を受付けることなく、被仕向店當所取立となるものとの間に區別を設け、別途の送達狀を添附して直接他代係受託とすれば、當代係の受付記帳の如き重複記帳を避け得ると思ふ。殊に同一市内支店よりのものまでも當代係を通すことは無意味である。

本支店間取立委任は内部關係に止まり、法律上の委任でないから、固より手形面取立委任裏書を要しない。此際手形の占有店が何れの支店名となつてゐても、何等不都合なく何れの店舗からでも他行へ取立裏書が可能である。

尙自行本支店よりの受託取立の科目を「代手」一本で通すか、又は割引店の科目を其儘踏襲するかは、他行よりの受託取立同様、各々自行の習慣に従ふべきである(第一章第四節參照)。

六、他行よりの轉送依頼取立受託

他行より轉送取立方の依頼あるものと雖も、多くは當所渡りのものと同一送達狀に併記されたものを受託するのが普通であるから、勢ひ當所取立係の手で受付けられる、無論必ずしも當代係

の帳簿(當所代金取立手形記入帳)に記入しなければならぬものとは限らないが、從來の習慣上、應當代で記帳の後、改めて他代係の帳簿(他所代金取立手形記入帳)に重複記帳してゐる向きが多い。銀行法施行細則(第三十七條)に「各地ヨリ受ケタル分」として計上方を要求してゐるからと云つた嚴格な解釋を採つてゐる向きもあるが、二重計上の不合理を推してまでも二重記帳を要するや否や之は大いに研究すべき問題であらうと思ふ。

二重記帳の方法によるか、他代帳簿のみの記帳によるかは暫く別問題として、兎も角一應は當代係の手をくゞらなければならぬことだけは避け難い事實なのであるから、當代係と他代係との間に、此種轉送取立手形の授受を明らかにして置く必要あるは言ふまでもない。明細を記した授受簿に據る必要はないが、少なくとも通數の受渡しのみでも實行しなければならぬ。

七、間接取立の受託

自行本支店より其のコレス外の銀行へ直送した他所取立の計算店として指定された營業店は間接に轉送取立の依頼を受けたのと同様の立場に立つ。此際入金済の通知書の來るまで直送仕向のありたることを知らないと思ふのでは、事務に支障を來たす譯であるから、取立手形仕向豫報

(第五章第 二節参照)と同種類のものを他代係に於て受理する必要がある。そして此の豫報を材料として、右間接取立の爲めに特設された帳簿若しくは口座へ、営業店別に記帳整理するのが理想的であらうと思ふ。無論直送店ではコルレス先へ發送分と區別して表示して置かねばならぬ。

八、他所取立と手数料

他所取立は原則として手数料を伴ふ。現在の爲替關係手数料は概して實費主義を採用してゐるから、取立關係の手数料も大體に於て郵税の一部若しくは全部を償ふ程度のもので満足しなければならぬ。取立關係手数料の名稱は、取立料(書留送料)、轉送料、返送料等が其の主なるものであるが、稀には取立車馬賃、回金料等を伴ふ場合もある。而して、手数料協定の存する地方に於ては、是等一般並に特殊手数料の徵求方を規定し、殊に店頭取引者に對しては嚴重之が勵行方を要求してゐるものが多い。之等手数料は、原則として受託の際に右必要額を算定して請求すべきであり、後刻追加請求するが如きは、客に好感を與へる所以ではない。因に受託の都度之を請求することなく、月極め約定を締結する場合もあるから、其の關係書式を左に掲出して置く。

参 証
印 紙

差 入 證

拙者が貴行ニ依頼致候
ニ關シ支拂フベキ手数料並ニ諸費用ハ一ヶ月毎ニ取纏メ便宜貴行ニ於ケル拙者ノ當座勘定ヨリ引落シ御受取被下度同金額ニ對シテハ別ニ小切手ヲ振出シ不申候得共前記ノ取扱ニ對シ一切異議申間敷候也

昭和 年 月 日

株式会社 銀行 御 中

通 知 書

昭和 年 月 日 股 行

拜啓者 御座昌泰 賀候 拙者 下記ハ 豫テノ 御差入 證ニヨリ 當行ニ於ケル 貴股ノ 當座勘定ヨリ 差引 致置 候間 御承知 被下 度此 段御 通知 申上 候

月中 貴股 御依頼ニ係ル 下記 手数料

取立	通	不渡	通	金	額
轉送	通				

立手形記入帳

手形 發送日	到着 報日	照會 日	支拂 地	支拂場所 又ハ 支拂人住所	振出地	出人 又ハ 宛人	支拂人	延利 又ハ 利息	手 敷料	備 考

第二節 他所取立手形の記帳

一、他所代金取立手形記入帳

本帳簿は他所取立手形の總てを記帳整理するに用ふる帳簿である。即ち、店頭受託、割引諸手形、出納代手、本支店及他行依頼による轉送分を残らず記帳整理するのが建前である。乍然、前節第三項に述べた通り取扱店の割引諸手形に限り、夫々別途の完備した記入帳が存在する關係上、統計材料さへ用意して置くならば、本帳簿への記入を省略しても何等支障を來たさない。尤も本支店及他行よりの轉送取立手形に就ては、當所代金取立手形記入帳への記帳を省略した場合(第一節第五項及第六項參照)は無論のこと、假令之に記帳せる場合と雖も、

他所代金取

銀行

記入日	仕向先	依頼人	手形種類	振出日	期日	仕向 番號	金額	又ハ物件 附屬書	取立日	入帳日 振替

被仕向と仕向とは自ら區別する必要があるから、當然本帳簿への仕向記帳を要する。
 他所代金取立手形記入帳の記帳方に關しては、種々の方法が考へられるのであるが、之を大別して附込式記帳法と口座別記帳法との二つと見ることが出来る。
 (イ) 附込式記帳法
 附込式記帳法は、半期乃至一年毎に通し番號を用ひて仕向記帳の方法を採るものであり、分量の少ない店舗に於ては簡明なるを得るが、取扱數量の多い店舗に在つては、取立番號の累進に因る事務能率の削減並に分業的執務困難との爲め、餘り歡迎されてゐない。
 (ロ) 依頼店口座別記帳法
 此の方法は、窓口依頼、出納依頼、貸付依頼、本支

無駄とを省き、併せて之によつて支店繁榮の一助とすべきは當然のこと、せられる。支拂地に支店は無くとも、その附近に在る場合は、他行をして轉送せしめんよりは、該自行支店をして取扱はしむる習慣を附けて行くことは、同様の意味に於て自行支店の地位を向上せしむる一助ともなる。

(二) 割引手形の交換決済

支拂地に於て交換決済可能の割引手形は、特別の事情の存せざる限り、なる可く支拂場所以外の銀行へ仕向くべきである。之は手形の性質上、渡りの迅速よりもその確實性を尙ぶ關係上、一方に不渡處分あるにより決済方を促進する方便たり得るからである。

(ホ) 迅速主義と安全第一主義との調和

安全なる仕向を得んとすれば時にコルレスを避けて態々轉取立の覺悟をしなければならぬ。此際轉送料の問題(斯かる意味に於ける轉送料は手数料規約上如何に解すべきかは研究の餘地がある)や渡済通知の遅延などは餘り問題とならぬかも知れない。然し違つた立場を採る者は、安全性も大事だが迅速且經濟的の仕向に心を惹かれる。此の兩者の間には妥協の餘地なき溝が横たはる。後者の

亞流には無契約銀行へ直送する向きも多い。無論安全性から云つたら少なからず疑問が残る。而して、此等の兩極端を避けて、其の中庸を得ることが最も妥當なる仕向を得る所以であつて、一方に偏した態度はなる可く避けねばならぬものと信ずる。

二、手形面表示事項

(イ) 仕向番號の表示

手形の仕向番號は、帳簿記入方、即ち他所代金取立手形記入帳が附込式なるか、銀行別、地方別口座式なるかにより、自ら独自の決定を見るべきものであるから、此の追ひ番及仕向銀行名、並に科目略稱の三點を、適當の枠に入れたゴム判を以て表示する。表示の場所は普通手形の左上方欄外とせられて居り、他店の右表示あるものに就ては、之を略式抹消の上自行のこれと入替へる。

(ロ) 添附書類の表示

手形の他に、貨物引換證、船荷證券(保險證券附)、公社債株券(委任狀附)等の有價證券が添附されてゐる場合は、手形と證券とは不可分の關係に於て取立てらるべきものであるから、分離又は

散逸の場合に備へて、通常番號表示個所の隣りへ「添附書類何通」と表示し、先方銀行の注意を喚起することになつてゐる。添附書類の表示は、番號表示と同一枠内に在つても一向差支へない。

(ハ) 手形の裏書

仕向先銀行名の決定したものに就ては、手形面へ取立委任裏書をする。但し本支店間の取立關係には裏書の必要なく(同一法人なるが故に)、又持参人拂式小切手に就ては裏書を爲すべきでなく(第二章第七節参照)、單に仕向銀行名のみを表示した(調印せず)取立委任のゴム判のみを裏面空白へ押捺するに止める。

(ニ) 小切手の線引

持参拂式小切手は線引小切手と爲し、安全性を附與して置く必要がある。仕向先銀行を支拂人とする小切手へは、特殊線引を爲すべきものと説かれた文献もあるが、元々持参人拂式小切手へ銀行裏書を爲すことは考へ物であり、従つて被仕向銀行に於ては仕向銀行の裏書を必要とせざる場合に限り、特殊線引と爲し得るのみであり、尙研究の餘地が存する。尤も仕向銀行特殊線引とし、之に受取裏書を爲す場合は何等支障はないが、取立委任に受取裏書も何うかと思ふ。

(ホ) 延利徴收條件の附記

延利を徴收しなければならぬ場合は、其旨附箋を貼附するか若くは手形面欄外へゴム判にて之を表示する。表示方法は「延利日歩何錢ノ割」と略記したのみで、十分先方銀行へ通用する。

(ク) D/A式取扱印

荷物引受渡を許容する場合は、手形面右方空白へD/Aと表示して之に仕向銀行責任者證印をする。

三、附箋表示事項

複雑なる特殊取立條件の附隨するものは、別途正式書面とする必要もあるが、普通の取立關係附隨事項、例へば入金電告、不渡電告、手形保全手續、不渡處分等の條件は、夫々の附箋に表示して手形面へ貼附する。但し折角貼附した附箋が、途中で別離する様なことがあつては、意外の手違ひを來たすから、良質の附箋に十分糊を付けて密着せしめて置く必要がある。因に附箋貼附場所は、なる可く手形の中央部を選び、金額欄を蔽つたりすることのない様にしたいものである。

本手形受入済ノ上は乍御手数電
信ニテ御通知下被度御依頼申上候

株式会社 ○ ○ 銀行

本手形萬一期日不渡ノ節ハ其旨以電報御
報告被成下度特ニ御願申上候

尙手形ハ何分ノ儀申出候迄御預リ置願上候
(延滞利息日歩四錢ノ割)

株式会社 ○ ○ 銀行 符4

本手形萬一期日不渡ノ節は其旨御電告被
下度尙乍御面倒拒絶證書御作成ノ上手形
ハ直チニ御返送被下度特ニ御依頼申上候

株式会社 ○ ○ 銀行

此手形萬一期日不渡ノ節ハ其理由記載ノ符
箋貼付ノ上即日御返送被下度候
尙延期申出有之候節ハ手形ハ御留置ノ上其
旨直ニ御一報被下度候
(延滞利息日歩四錢ノ割)

株式会社 ○ ○ 銀行

毎々乍御數本小切手日付當日ニ御
取立被下度願上候

株式会社 ○ ○ 銀行

四、添附書類

(イ) 各種附屬書類の添附

荷物引換證、船荷證券、保險證券、計算書、委任狀等は必ず手形へ添附されなければならぬ。

株券や公社債等の有價證券は、原則として別途發送されるから(同封することは危険である)、送達狀面へ特に別送の旨を附記する。

(ロ) 手形送達狀

仕向取立には必ず手形送達狀を添附することになつてゐる。送達狀面へは、科目、番號、金額、期日、支拂人、添附書類の數量等を、夫々記入して仕向銀行之に證印する。手形送達狀は(手形に裏書せるものは裏書と共に)取立委任の意思表示の商慣習と見ていふと思ふ。

元來送達狀は、先方銀行で手形から分離して了ふ性質のものであるから、大切な取立條件や設欄外の特種附記は、成る可く之を避け、前掲第二項の手續により手形そのものへ表示若くは貼附する方が確實である。

してゐるから、印税の點は問題とならない。乍然、返送を受けんとする以上、仕向銀行に於て切手の貼附を要するや否やに就ては、非常な疑問が残る。實際に就て見るに、仕向銀行に於て豫め貼附する向きもあり、被仕向銀行へ轉嫁して涼しい顔のものもあり、又幸便に託してのみ返送する主義のものも少なくなく、甚だしいものになると、受入済通知書と同封して寄來すと云ふ心臓の強いのもあり、斯くして到着報そのもの、目的とする所を百パーセント達してはゐないと云ふのが伴りなき現状である。其處で極端な銀行になると、原則として代手の到着報を廢止してゐる向きもある程で、仕向に際して貼附を省略する位だから被仕向の到着報返送など思ひも寄らぬ。兎もあれ、今次の郵便料値上げにからんで、到着報の將來は、確かに検討を要する時機が到來してゐるものと思はれる(第六章第四節参照)。

五、他所取立發送方法

(イ) 通數の照合

仕向手形の發送に先立つて、當日扱通數と、實際の發送枚數とを照合して置く必要がある。是は紛失、誤封を發見する爲め的手段であるから、仕向係と各依頼店間の記録により、通數の符合

することが先決問題である。

(ロ) 書留合同發送

同一銀行宛の書留は合同して發送すれば書留料金の節約とする。各銀行とも、大なり小なり此の合同發送の手續を採つてゐるものと思ふが、大規模の合同發送になる程その節約額の顯著なることを數字をもつて延べて見る。今假りに一日三千通の個々の書留發送あるものに就て、之を合同發送の方法を採れば、重量合同節約を度外視しても、一ケ年間の純節約額(専任係員の俸給、雜給車馬費差引)は約四萬五千圓となつた例もある。此の十分の一の分量としても年四千五百圓であるから、仲々馬鹿にならない(第六章参照)。

(ハ) 期日物手形の發送方法

受託他所取立手形の顔を見たら即日發送しなければならぬものではない。無論之を敢行してゐる銀行も無いのではない。然し、長期の不安(金融界の變動に因る)、先方銀行への迷惑、合同發送益の放棄等の問題を考へると、是が賢明な遣り方とは思へない。

其處で、通常は先物手形は、期日の切迫する迄手元へ留置いて、適當時期に適當枚數を取纏め

發送する向きが多い。期日一週間から十日前までの手形を發送すれば、假令誤送があつても期日迄には十分に間に合ふ。早手廻しに送り附けて期日前入金となる不安(第二章第二節参照)を無くするだけでも、仕向銀行としては安心である。

尤も受託の際仕向記帳をして置き乍ら、後日發送するのであるから、發送に際しては、記入帳面相當欄へ發送日を記入割印を要することは言ふまでもない。

第四節 他所取立の整理と照會

手形の仕向から渡済となる迄の間を、手を拱いて待つてゐるとか、忙しくて手が廻り兼ねると云ふのでは、迎も「善良なる管理者の注意」など思ひも寄らぬ。受任事務の處理に當つて、其の取立模様を迅速に委任者へ報告し、又は取立そのものを出来るだけ迅速に決濟通知することは、取りも直さず委任者へのサービスであり、銀行を繁榮に導く方便ともなる。正當に渡つて通知の出来るものには、何ちらかと云へばサービスの餘地が少ない。事故や特殊扱に於てこそ、初めて委任者の印象に喰ひ入ることが出来るのであるから、此の意味に於て、地味な本節も亦重要な

取立手形不渡通知書

昭和 年 月 日

銀行 ○ ○ 株式會社 殿

御依頼日	番號	取立地	支拂人	金額	摘要

上記ノ通不渡=付御返却可致候間代金取立手形通帳又ハ受託
證並=不渡郵税(錢)御持參被下度御通知申上候

一面を有することを認めなければならぬ。

一、手形事故の處理

仕向手形に關しては日々種々雑多な事故が應接に追の無い程發生する。例へば、期日不渡、延期申出、附屬書類の不備、荷物未着、品質相違等々、數へ切れぬ程色々の問題が通知されて來る。通知を受けたものは、單に記入帳へ書き込んで置くのみで無く、郵便なり、電信なり、電話なりで夫々委任者へ通じ、其の意向と指圖によつて、更に先方銀行へ回答もしなければならぬ。嚴重督促、返送依頼、延期承諾、不渡處分、保全手續等、大小の問題が其間に發生する。是等の問題に對處して臨機應變の處理を爲し得

取立手形照會書

1

昭和 年 月 日

銀行御中

株式 〇〇 銀行
株 會 社

發月	送日	科目	番號	金額	期日	支拂人	摘要

豫テ取立方御依頼致置候上記手形既ニ期日經過致候處未ダ入金ノ御報知ニ不接如何相成居候哉乍御手数何分ノ御報相煩度此段御照會申上候尙又近ク入金ノ御見込無之候ハ、手形御返送被下度此段得貴意候

る爲めには、常に神経を尖らして置かねばならぬ、茲では一々實例は擧げないが、要するに委任者の立場になつて考へつゝ之を處理するに於ては、大過なく且委任者の満足を得るものと思ふ。

二、延期手形の督促

期日が來ても渡らないものは、何時までも放置しないで、なる可く早い機會に於て、進んで先方取立模様を照會し、併せて嚴重入金方の督促を爲し、その結果を自發的に委任者へ通知し得るまでの努力を必要とする。一ヶ月以上も放任して、杳として消息不明状態に在ると云ふのでは、誠意のある取立方とは言へまい。再三照

取立手形事故ニ付回答書

昭和 年 月 日

銀行御中

株式 〇〇 銀行
株 會 社

科目	番號	金額	期日	支拂人	事故

拜啓豫而取立方御依頼申上候手形上記ノ通り御報告ニ接シ候處此段御依頼申上候也

取立手形延期通知書

昭和 年 月 日

殿

株式 〇〇 銀行
株 會 社

依頼月日	番號	支拂地	支拂人	金額	期日	摘要
						月 日迄延期
						月 日迄延期
						月 日迄延期
						月 日迄延期

拜啓豫テ取立方御委託ノ手形上記ノ通申出有之候間御承知被下度候爲取立方相運ビ可申候得共御都合モ御座候ハバ御指圖被成下度此段御照會申上候
追而何分ノ御高命無之節ハ延期御承諾ノ事ト看做シ可然取計申候

會しても何等回答に接しない場合は、支配人席宛に親展書をもつて談じ込んで見るのも効果的である。要するに委任者から照會があつて何時でも其の取立模様を即答し得る程度で満足せず、委任者から照會して来る餘地の無いまでに整頓、督促、通知して置くことが理想的取立手續と云ふものである。

三、手形組戻

委任者の申出により、不渡、若くは先方銀行の計らひにより、組戻しとなるものに就ては、先づ戻り理由書の文言とその良否とを調べて見なければならぬ。支拂人の附箋申出を必要とするもの、被仕向銀行の證明のみにて可なるもの、其他記載理由の妥當性等に就ても、一應點檢する必要があると思ふ。仕向銀行の帳簿整理の必要上、最後の督促を依頼して組戻しを申入れた手形に「貴行の申出により」と云ふ附箋が一枚淋しく附いて舞ひ戻つて來たのでは、委任者へ戻せた義理でない。

正當な手續と理由附で組戻しとなつたものは、記入帳を消し込んで戻り手形記帳を爲し、各委任者へ返戻の手續をとる。内部關係ならば授受簿によつて引渡し得るが、轉送依頼先へは改めて

手形組戻依頼書

昭和 年 月 日 株式会社 ○ ○ 銀行

銀行御中

發送日	科目	番號	支拂人	期日	金額	摘要

上記取立手形都合ニヨリ組戻致度候ニ付御返送願上候

不渡手形(若くは戻り手形)送達狀並に到着報を添附して書留發送しなければならぬ。窓口依頼者へは不渡組戻ありたる旨通知し、返送料と受託通帳とを持參せしめて消込み返戻する。之を要するに、跡始末と帳簿整理とは、仕向取立の締めくゝりとして、倦まず継続的努力を惜んではならぬものと考へる。

第五節 他所取立代金の起票、

入帳、通知

一、交換後手形入金起票

他所取立代金の起票、入帳、通知は、主として技術上の問題が多く、元來が迅速を尙ぶ。糸

受入報告書其物に不備の點がある場合、例へば落印であるとか、番號相違であるとか、起算日洩又は相違であるとか、是等の場合には夫々適當に善處し、差支へ無い程度のもは即日起票する。總て照會は「貴報寫」によつて照會すべきで、受入れた報告書其物を返却すべきでない。

四、報告書起票制度

渡濟報告書の顔を見て起票するのが普通の行き方である。分量の少ない店では、それでも支障ないが、少し大量に扱ふ店では、傳票の廻り具合が遅くて元帳が困る場合が珍らしくない。

五、仕向起票制度

仕向と同時に所要傳票を作成準備して置く方法が最近流行してゐる。いゝ思ひ附きだと思ふ。仕向の際に、記入帳によつて傳票の準備をして置けば、渡濟の通知書が來た時には起算日さへ（若し延利が附けば延利も）記入すれば、それで完全な傳票になる。そして何れよりも早く元帳方へ傳票を廻すことが出来る。若し組戻しや不渡が出たり、減額取立に變更された場合には、用意の傳票を抜き出すか、新らしいのと入替へて置けばいい。

六、翌日廻し起票

折角取立濟の通知書が這入つても、到着時刻が遅いと其の日の起票にならない。従つて、委任者へ取立濟通知書が發送出來ない。渡りの遅いと云ふ非難は、斯うした所からも來る。今若し仕向起票制度を採用して居れば、用意の傳票を抜くことは易々たる業であるから、委任者への渡濟通知書を作るだけの手數であり、従つて其日の中に之が發送も可能である。尤も被仕向銀行からの取立濟通知書を記入帳と對照し乍らでも委任者への取立濟通知書位ひは其日の中に認め得ないこともないのであるが、傳票のある場合と無い場合とでは、餘程能率も違ひ、口座違ひの程度も比較にならない。

七、取立委任者への取立濟通知書

(イ) 組元銀行への通知

銀行間の取立濟通知書は、本支店間ならば規定の用紙へ、他行ならば爲替報告若しくは取立濟專用通知書へ記入する。本支店間は決濟日を起算日とすべきであり、他行へは參算日（起票日）が起算日となる。尤も割引諸手形は本支店他行の別なく、總て實際決濟日を起算日として報告すべきである。

取立濟通知書

昭和 年 月 日

殿 株式会社 ○ ○ 銀行

御依頼日	番 號	取立地	支 拂 人	金 額	摘 要

豫テ取立方御依頼ノ上記手形取立濟ニ付此段御通知申上候

(口) 店頭依頼者への入金通知書印紙問題

銀行間の取立濟通知書は、見出文言以外には何の通信文言もなく、委任事務處理に關する單純なる通知書として理解され、假令金額が記載されてゐても受取證とはならない。従つて印紙貼用に及ばぬ。然るに、店頭取引者への右通知書には、通常「貴殿當座勘定へ入帳致置候」旨堂々通信文に印刷してゐる向きが少なくない。無論通信文中に此旨表示しなくとも、取立規定に明約のある場合(第一章第三節参照)は、委任者の當座勘定へ入帳となることに變りは無いのであるが、元來稅務書類は、書式その物を以て判斷するのであつて、金額入りの通信文言中に當座口入帳の

旨を明記する以上、幾ら慾目に見ても受取證たるの形式を具備して居り、従つて印紙の貼用は免かれぬものと解せられる。

曩にも述べたる如く、銀行から銀行への取立濟通知書の場合は、假令金額を入れても、委任事務處理に關する單なる通知書に過ぎないと解し、印紙貼用の要なきものと認められてゐるのであるから、當座取引者への通知書も當座勘定入金の旨を附記せず、單なる通知文に止めるか、又は全然文意を省略して「取立濟通知書」なる見出のみとなす時は、銀行間通知書の場合と何等選ぶ所はないから、假令金額を書いても印紙貼用に及ばないことは明らかである。

第四章 當所代金取立事務

第一節 當所取立手形の受理

一、當所取立手形の受託経路

當所代金取立手形の受託経路は、其の殆んど大部分が郵便託送に依るものであつて、店頭にて顧客より受託する部分の如きは、極めて僅少部分に過ぎない。厳格な手数料協定ある地方では顧客依頼の當所取立手形に就ても、他所取立並みの手数料率を適用して居る關係もあり、委任者としても、所在地拂の手形ならば、期日到來まで手持ちして、或は入金し或は自身取立て得る譯であるから、餘程特殊の場合で無い限り、店頭よりの受託とはならない。

郵送受託の當所取立手形は、本支店から來るものと他行から來るものとが其の主なるものであるが、稀には遠方の得意先が郵便で委託する場合もあり得る。

郵便受託の手形類は、殆んど例外なく書留便として郵送されて來る關係上、之が受付事務の或部分は、文書、庶務等の受信係若くは當該店長席で取扱ふ。是等の受信係が、どの程度の受付整理を爲すか、之は銀行により必ずしも一樣では無い。先づ一般の實例によると、書留郵便物を開

封の上、通数の點檢を行つた後、之を書留受信簿（授受兼用のものが多い）に記録し、現物手形を發送狀添附のまゝ右帳簿に添へて關係々員間に授受調印の運びとするのが普通の扱方である。仍而當所取立手形の受理は、右授受簿の受付と其の監視督促（到着豫定のもので未だ授受の運びに至らないものに對し）に初まるものと云へる。書留受信係が早朝出勤（交代して早朝出勤する）である如く、當所代金取立係にも亦絶へず（休日明け、月末月初並に年末近くの繁忙時）早朝出勤が附物である。

二、添附書類の分離

茲に添附書類と云ふのは手形送達狀と手形到着報とを指す。是等の書類は、記帳後に手形から分離するのが原則であり、且記帳本位に考へると此の方が便利に相違無いが、一方當所取立手形の仕譯には、時間的の制限がある關係上、多數を取扱ふ銀行では到底記帳本位たるを得ないのであつて、記帳は第二段とし、先づ第一に現物手形の處理を急ぐ必要に迫られる。此の場合には、何は措いても現物を送達狀並に到着報から分離するを要し、記帳は手形に依らず送達狀を證憑書類として行はねばならぬ場合が少なくない。今此の「分割取扱方法」とも謂ふ可き方法に據るものとすれば、其處に特殊の注意を要する譯であつて、其の注意事項の主なるものを列擧すれば次

の如きものがある。

- (イ) 現物手形は送達狀面記載通りであるか否かを對照して置くこと。尙入金電告を要するものは、之を送達狀へ表示する。
- (ロ) 送達狀を手形から分離する際、送達狀面仕向銀行名に不備なきや、言ひ換へれば、支店名ゴム判押捺洩れは無きやを確かめて置くこと。之は仕向銀行名口座相違の豫防の爲めである。
- (ハ) 送達狀面に就き、轉送取立を要するもの及び支店廻し自宅取立のものを略式抹消し、自店渡りのもの、店内交換制度なき場合の支店渡手形、及び自宅取立を要する當日物に夫々の符號をゴム判にて押捺して置く。尙他行渡りの配當金、利札、公社債元本及び郵便諸爲替券に該當する送達狀記載部分には、一交換留置の符號を必要とする。以上の手續は、送達狀にある記帳並に傳票作成を可能ならしめ、同時に現物手形の處理を迅速ならしむる目的に出でたものである（第二節第三節參照）。
- (ニ) 到着報へは番號、金額、附屬書類の記入を爲し、之を送達狀順として檢印に便すること。

三、受託手形の分類

内容のものを帳簿に寫し取らなくてもいゝではないか、と云ふ議論が成り立つ。殊に手形によつて記帳するものとすれば、其間手形取立準備を遅延せしむる以外の何物でもなく、寧ろ記帳を廢した方がいゝのではないか、と云ふ疑問も生じて來る。送達狀をもつて當所代金取立手形記入帳に代用せしめんとする議論の論據は、右の二つを出でない。一應尤もな議論だと思ふ。乍然、第二の論據は、手形による記帳が取立事務を遅延せしめるからと云ふ理由で之に反對するものであるから、送達狀による記帳の場合は骨抜きとなる。又第一の論據は、記帳事項が少しでも送達狀よりも詳細に亘り、且受託手形を一目で判つきりと披見し得る點に鑑み、從來の記入帳に一步を譲らなければならぬ。とは言ふものゝ、此の代用論もその着眼點に新味の窺はれる點は見逃し難いのであつて、其の精神を生かし、以て舊來の記帳方法(現物記帳法)に何等かの改善を加へなければならぬものと思はれる。

(口) 記帳法の改善

送達狀代用論の長所は、手形取立事務の迅速を目的にする點に在るのであつて、帳簿其物の記帳を厭ふのではない。故に手形を送達狀より分類して取立事務の進捗を計り、他方餘裕を以て記

帳するを得るならば、折衷案として是認せられると思ふ。茲に於て、前節に於て述べた送達狀分離手續を想起する譯であつて、同節に於ては、分離すべき送達狀面へ、手形の取立方法を、轉送取立、支店廻し自宅取立、交換決済取立、店内交換決済取立、自宅取立、店内決済等に區分表示すべきことを主張して置いたのである。今此の表示ある送達狀を以て記帳の材料とする時は、餘裕を以て記帳が可能であり、從而取立事務には何等支障なきを得る一方、舊來の手形記帳論者の主張をも大部分満たし得ることは明らかである。何者、轉送取立手形の明細は他所代金取立手形記入帳により、支店廻し自宅取立手形の明細は其の授受簿により(第八節)、交換決済手形の支拂場所銀行名は出納係作成の「他店手形記入帳」により、店内交換決済手形に就ても同様であり(若し此の制度無き程の小規模の銀行ならば分離の際送達狀面へ一々支店名を略記すればよく)、自宅取立手形に在つては取付方との授受簿によるべく(第七節)、店内決済諸手形に至つては、必ずしも送達狀によらずとも手形其物により記帳して支障なく、斯くの如くにして原則として送達狀による記帳を可能ならしめるものと言ひ得るのである。

(ハ) 記帳後の整理

(1) 取立済の場合

取立済となつた場合は、取立済報告書を帳簿と照合割印を爲し、之に取立日附を記入する。

(2) 不渡の場合

不渡後の後始末を記入して帳簿上生きてゐるものと現物手形とを一致せしめて置く。

(3) 事故其他特殊取扱

延期申出、減額取立、無償交付、期日前入金、保全手續、入金電告、不渡電告等の特殊取立條件は、其の都度記入して後日に残すと共に夫々善處しなければならぬ。

(二) 帳簿様式

此の帳簿様式は、附込式でも差支へないが、日々の處理に便する爲め、地方別を加味した本店銀行中心の口座別記帳が便利である。従つて口座體系の整備と統制の爲めにルーズ・リーフ式を採用すべきものと考へる。

二、當所代金取立手形期日帳

期日物手形を期日順に保管して、日々關係取立係へ交付して行けば、期日帳の必要はない。殊

取立手形期日帳

昭和 年 月 日

記入日	依頼人 銀行名	支拂人	支拂場所	番 號		金 額	保管印	備 考
				代手	荷手			

に次節に述べる如く、期日物傳票を用意して日附順に整理するに於ては、之をもつてカード式期日帳とも看做し得るから、態々別途の期日帳を用意しなくてもいゝ譯である。乍然、全然期日帳が無ければ、期日物手形が當日確實に入金出来たものか何うかと解り兼ねる。何者、期日帳の消込みと云ふ調査方法が無いからである。尙期日帳があれば、一々現物や傳票を繰り返さなくとも一目で先物の見分けが付き、爲替資金運用上の便利もある譯である。

期日帳の様式は、無論ルーズ・リーフ式がいゝ。期日帳登載の日に渡らないで、更に延期とな

を作成する。

二、作成した傳票は、取立方法別に集計し、彙に各取立係へ現物を交付せる際に押へて置いた授受簿記載の枚數金額と符合するや否やを檢し、取立濟報告書作成の上で之を關係の取立係へ交付する。

三、利札、配當金領收證等留置を意味する符號あるものに就ては、傳票面へ之を移記して置くことをはふまでもない。

四、期日物に就ては、前記手續により、同様起票し、作成日の日附判を欄外一定個所に押捺し之を以て期日物たること及び記入帳記帳日を意味するものたらしめ、最後に日附順に整理保管する。

五、支店廻し自宅取立手形入金起票に就ては、第八節參照

六、轉送取立手形の入金起票に關しては第三章第五節參照

七、自宅取立起票關係の取扱方は第七節參照

第四節 取立濟報告書の作成と發送

一、取立濟報告書は檢印前の入金傳票から作成する。一たび收納濟の入金傳票によつて取立濟報告書を作成したる後、不渡を生じたる時は、該入金票を破棄するか、若くは入金傳票は生かしたまゝ不渡手形金に對する出金票を作成し、此際報告書面の記載を抹消するか若くは不渡分を除いて全然書き替へを要する。

二、他行渡公社債元利金、配當金等は不渡返還時刻が次回交換まで持ち越される關係上、渡濟報告書は當日發送が出来ない。但し自行渡の分は返還時刻延長の特典が無いから、従つて當日發送し得る様關係係りと打合を要する。

三、一般に、交換後他店券受入のものに就ては(主として自宅取立)、本支店間は此旨を報告書面へ表示して即日發送し、他行への報告書は、理論上は即日發送すべきでないが(第二章第一節參照)、特殊の契約ある先に就ては、其旨を表示して即日發送する。尤も何れの銀行へも一樣に此の特殊扱を擴張してゐる向もあるが、現在は尙之を以て一般的の習慣と認める迄に至らないものと信ぜられる。

第五節 交換決済取立

一、交換決済手形の種類

受託取立手形の中、交換に持出して決済し得る手形は、銀行を支拂場所とする約束手形及引受済爲替手形、加盟銀行宛小切手、加盟銀行取扱の公社債元利金の支拂期日到來分、郵便爲替券其他であつて、銀行を支拂場所と指定したもので引受未済の爲手は交換にかゝらない。又一般に利息や延利を伴ふものは、交換の對照とはならない。

二、交換決済を避くべき場合

期日に取立て、午前中に入金電告を要する手形は、假令交換に持出すべき性質のものであつても、之を交換廻しとせず、支拂保證を求め、自己宛小切手の交付を受けて之を交換に持出すべきである。

又不渡處分の勵行される土地に於て、不渡發表見合せ方の依頼を受けたる時も、同様交換持出決済を避くべきであつて、前記の方法により、間接決済の運びと爲すべきである。

三、交換持出手形の入金電告

交換持出手形の不渡返還時刻前に電話や電信で照會あるものに就ては、同時刻までは確答を避くべきである。尤も支拂銀行に照會の結果、決済済みの旨確答を得たる場合は此の限りでない。

四、交換持出手形の起算日

交換決済取立の起算日は、交換持出日たるべきである。何となれば、交換持出手形は、午後一時前後には交換尻の決済が確定して、當日の資金たるべき譯であり、之は不渡返還時刻には無關係に(不渡手形に對しては翌日決済の假證を渡すから)當日の手元資金と看做し得るからである(第二章第一節參照)。但し大阪の豫備交換持出のものは、翌日起算とするのが妥當である。

五、取立済替り金の戻入

交換持出取立手形の取立済替り金の戻入は交換尻決済後でなければならぬ。交換尻決済を俟たずして戻入れることは、立替拂となる。

六、交換持出手形の不渡

交換持出手形不渡の節は、不渡手形と引換へに既に完成せる入金傳票を交換方へ返却するか、

若くは同額出金票を交付し、取立済報告書の發送を差し留めること。
尙不渡理由の如何にも因ることではあるが、一度交換で不渡となつたものは、特殊の事情のない限り再交換持出は困難であるから、不渡手形は躊躇なく仕向銀行へ返送の手續を採るべきである。

七、留置報告

公社債元利金、配當金領收證並に郵便爲替券は、不渡返還時刻が變則であるから、即日取立済報告を發送すべきでない。郵便爲替券は何時でも不渡として返還されるから、せめて爾餘の代理事務關係のもの同様翌日交換確定まで留保すべきである。

第六節 店内交換決済の取立

一、多數の市内支店を擁する本店銀行若くは中央母店では、店内交換制度を採用し、僚店拂の受託手形をも相互に交換決済する。店内交換は時間的に多少の相違はあるが、其の組立ては本交換のそれと全く同様の手續によるものが多い。此の制度の下に於て、當所僚店拂の手形を取立て

ることは交換に持出すのみの手數であり、入金傳票の如きも、本交換と何等區別を設ける必要がない。曩に送達狀分離に際しても、此點は本交換持出のものと同根本的の區別を設けなかつた所以である。

二、唯僚店數少なき店内交換制度の下に於ては、大した手數にもならないから、送達狀へ僚店名を表示して置き、以て本交換持出分の區別を附けるのも亦一法である。

三、店内交換持出手形の不渡電告、入金電告等に就ては、總て本交換の場合に準じて取扱ふべきであるが、取立済替り金の戻し入れのみは、交換尻決済問題に關係なく、迅速に取扱ふ必要がある。

四、店内交換制度なき銀行では、僚店拂の手形を如何にして取立てるか。之に就ては色々の取扱方が考へられるのであつて、一向に普遍性がないが、結局は回送手形の方法に據るの外あるまいと考へられる。

第七節 自宅取立

○ 一、自宅取立の限界

銀行を支拂場所として指定してないものは、支拂人の自宅へ呈示して取立る事を要する。俗に云ふ「取付ケ」がそれである。取付とは穩やかでない俗稱であるが、改まつた場合でない自宅取立など云ふ言葉は使はない。

自宅取立に廻し得るものは、凡そ金錢に替へ得る程の有價證券類似のものならば、その種類の何たるかを問はない。取立料や回金を取る銀行は別であるが、無手数料で専任の取付係を一名以上も置いて終日自宅取立に廻つてゐる向きでは、到底採算がもてない。此の採算を度外視して勉強する所に銀行繁榮の一面があるものと見るの外はない。

一口に自宅取立と云つても、支拂地の地理的關係に因り事情必ずしも一様ではない。大都市の様には、市内支店網が張られてある場合は、受託店の取付範囲は極めて局部的であり、大部分は支店廻し自宅取立となり(第八節参照)、反對に乗物の便すら碌々ないと云つた不便な土地柄では、出向くにも出向けない場合もあるべく、斯かる場合は、「爲替到着案内」を郵送して呈示に替へ、支拂人をして受託銀行へ來行を求める必要に迫られることもあるであらう(第九節参照)。斯くては手形法上の

支拂を求むる爲めの呈示とはならないから、豫め之に備へて、コルレス銀行間は爲替取引約定書により、取引者と銀行間では受託取立規定(第一節第三節参照)をもつて、呈示に替へて案内發送のみに留めることあるべき旨を特約してゐるのが普通である。

右に述べた、極めて至便の場合と極めて不便の場合とは、夫々後節に於て説明する豫定であり本節に於ては受託店より直接出向き得る範囲の自宅取立事務に局限して述べて見たいと思ふ。

二、取付係

當所代金取立係(略して當代係と謂ふ)は、受託手形の整理記帳等の机上事務は取扱ふが、直接取付けに出向く場合は稀である。元來現金の取扱事務は出納事務に屬する關係上、取付係も亦出納係隸屬の場合が多い。

三、自宅取立手形の入金票

手形は送達狀から分離したら、直ちに取付係へ引渡す。傳票は送達狀によつて作成し、後刻取付係監督者へ交付する。そして取立済となつたものだけ、收納判を押して返して貰ふ。

四、自宅取立手形の授受方法

自宅取立の手形を、當代係と取付係との間に授受する際は、相當の授受簿によつて授受が出来てゐる筈である。處が、取付手形の特質として、一度の呈示で決済されるものゝみとは限らず、中には延期に延期を重ねて行くのがある。であるから、假令合計授受はしてあつても、當日期日の傳票諸共に取立係の手中に在る關係上、當日不渡のものを傳票と共に日々當代係へ返却して貰はぬ限り、一向に整理がつかない。さればと云つて日々同じ物(手形と傳票)を渡したり取戻したりは大變な手数となる。其處で豫め當代係に於て期日表に準じた取付手形の明細表を作成して置いて、之を取付手形専用の別途期日表として整理の用に供する。而して此の明細表は、送達狀若くは傳票より作成する。

五、爲替到着案内

取付を要する手形には、荷物の附いてゐる場合が多い。殊に株屋關係の有價證券等になると、前場立合時間に間に合ふ様荷受方では一刻を争ふ、斯かる場合は、電話で荷爲替到着の案内をするなり、案内書の特便で配つて歩く必要がある。又取付係は、毎朝一定の道順を立て、取付けて廻るのであるから、一軒に多くの時間を費やす譯にも行かない。訪問と同時に支拂つて貰へる様

支拂手形一時預證

爲替取組人	取組銀行	金額		附帶物件		備考

上記ノ通り呈示相受候處當方支拂準備ノ爲メ上記關係書類
本日正午迄正=預申候也
昭和 年 月 日

手形支拂人

何 某 何
に手配して置かねばならぬ。手形や證券を預けて出直すが如きは、最も危険である。其處で決済の迅速を得る爲めには、爲替到着案内をすることが必要となる。此の案内は、當代係と出納係とで共同して迅速に取り運ぶことが望ましい。

六、手形預り證

取付の呈示に先立つて、當代係若くは出納係から、手形到着の案内を出さぬ先もあるべく、又よし出してあつても即座に決済して貰へると許りは限らない。信用確實なる支拂先ならば、此際手形のみでも(領收印を押さないで)預けて置いて、後刻伺ふこととする必要に

迫られる場合がある。手形預り證は斯うした特殊の場合に限り使用を許すべきものである。無論店長席の認めた先に限る。因に取付係は入金を受けた時に手形に領收判を押し引渡すのがよく之が爲めには専用の領收判を持ち廻る譯である。

七、手形入金並交換後手形入金

自宅取立の入金は、現金か、日銀小切手か、保證小切手たるを要する、と説かれてゐる。無論その通りである。保證小切手で決済を受けたのでは、替り金の戻入は即座には出来ない。交換持出可能のものに限り、交換決済後に手續出来るに過ぎない。乍然、保證切手入金はまだいゝ方であつて、實際上は他店切手(自行切手でも)残高に不安のある先ならば同様の結果になるが、で決済に應じなければならぬ場合が少なくない。中には即座に保證を取らないと安心の出来ないものも出て来る。一般に、受入れた小切手は、出来るだけ其日の交換に持出して當日の金にしなければならぬ。取付係は早朝から出掛けて支拂人の感情を害する様なことがあつてはならぬと、説かれてゐるが、夫れは田舎氣質の残つてゐる土地のことである。爲替資金の運用と云ふ點から言へば問題にならぬ。交換持出時間に間に合はないで手持ちとなつた場合は、俗に云ふ交換後他店券受入

となる。此の場合は取立濟報告書の無條件發送は絶対に禁物である。

八、取立濟報告書の發送

取立濟報告書は傳票によつて作成して、當代係で用意してゐる。現金、日銀切手、保證券、當店券及交換廻り他店券にて決済されたものは當日發送すべきであり、交換後他店券受入のものは假令起算日は當日たるべきも、當日發送しない向きが多い。殊に替り金の戻入は出来ない。萬一手形の決済として受取つた小切手が、交換で不渡となつた場合は何うするか。無論報告書は差止めることが出来るが、渡した手形は何うなるか、附屬書類は何うして取戻すか。元々不渡を出す程の先ならば、手形なり證券なりを易々と取戻し得る状態には無い。斯かる事情は、取立依頼銀行へは轉嫁出来ない性質のものであつて、不渡切手を掴んだ取立銀行の全責任に歸すべきことは明白である。之を想へば、實は交換後他店券不渡に因る銀行間の取立濟報告書の取消問題は、第二義的の重要さに止まり、最も肝心な點は、手形なり附屬書類なりを引渡す時の注意如何に在るものと思ふ。「切手で取るか取らぬか」自宅取立の困難は實に想像以上のものがある。

者證印の上、當日發送し得るもの、みを即日母店へ廻す。母店に於ては、支店廻し依頼帳と對照し若くは該報告書面責任者印確認の上、本店責任者改めて之に調印の上當日發送の手續をとる。

五、取立條件其他の連絡

入金電告、不渡電告等は母店より之をなし、延期通知書等の輕微なものは直接支店より發送せしめる。母店よりは支店廻附以後に發生した新取立條件を洩れなく支店へ移牒し、十分の連絡を取りつゝ遺憾なきを期して置く。

六、不渡手形の處理

返送を要する手形は、授受簿に赤書して本店へ返却してもよく、又支店より直接仕向銀行へ返送して（此際返送日を當該記入行摘要欄内へ記入する）置いて、不渡手形到着報の歸來を待つて之が消込方を本店へ依頼してもよい。

第九節 店内決済取立

一、店頭決済取立

(イ) 當座勘定外の支拂場所手形

當座取引なき手形支拂人が受託店を支拂場所に指定したものに就ては、仕向銀行では其間の消息が不明であるから、支拂場所銀行へ直接仕向けて來る場合がある。無論他行に於て受託して交換呈示を受けた時は、其の關係は當座關係のみとなり、何等取立關係を發生しない。當座取引外の受託支拂場所手形は、支拂人と取引關係が無いのであるから、多くの場合は不渡となる。此際支拂人が替り金を持參して決済方を申出で、受託銀行之を承諾する時は、即ち店頭決済となる。唯問題は、無取引者が店頭決済方の申出あるにも拘らず、受託銀行が強ひて之を拒否して不渡とした場合の受託銀行の責任如何の問題であるが、實際上は此際折角の決済申出を拒否する銀行はあるまいと想像されるから、多くを論じないで置く。

(ロ) 自宅拂手形の店頭決済

自宅拂手形の中、取付に向くに困難なる事情ある場合、若くは常識的に考へて見て遠路出向き難い場合又は取付手配時間後に受託したもの等は、書面若くは電話をもつて支拂人へ手形到着案内を爲し、同時に銀行へ來店を求めて店頭決済方を懇願する場合が少なくない。此際手形法上

手形到着御案内

昭和 年 月 日

株式 〇〇 銀行
會社 殿

取組地	取組人	期日	金額	附帶物件

(御支拂ノ節ハ此通知書御持參被下度候)

上記手形到着致候ニ付期日ニハ相違ナク現金又ハ保證小切手ニテ御支拂被下度萬一當日御支拂相成難キ場合ニハ期日前ニ御報願上候

の正當なる呈示をしない結果となるも何等差支へ無きことは、豫め爲替契約で留保されて居り恐らく銀行間では後日問題となる惧れはあるまいと思ふ(第一章第三節參照)尤も、爲替到着案内と一應の呼出しでは頑として來行を肯んぜざる支拂人ある場合は、已むなく銀行から出向く必要もあるが、萬一之が爲めに多額の費用を要するものに在つては、事前に其旨仕向銀行へ通知して、何分の指圖を待つて善處するの要あるものと考へられる。

二、預金勘定振替決済

當座小切手又は當座取引先支拂に係る受託銀行支拂場所の約手及引受濟爲手は、當座勘定と

振替決済が可能である。又特別當座預金の解約、及期日到來後の定期預金通知預金等も亦受託取立として出廻るものが少なくない。總て預金勘定と他店若くは本支店勘定との振替決済が可能であり、是等の傳票は何れも當代係と預金係との共同作成に係る。

三、代理事務關係の取立

受託店取扱に係る公社債元利金、配當金等の受託取立は、前項に準じて振替若くは元金勘定を以て決済すべきである。總て此の關係に於ける取立事務の大部分は、代理事務係の管掌する所であるから、本項取立事務に精通する爲めには、代理事務取扱に關する知識を必要とすることは言ふを俟たない。

第十節 期日物受託取立

一、期日物取立の意義

一口に期日物と云つても、これには色々あると思ふ。即ち手形面支拂期日の明記されたものは當然期日取立となるが、此の外にも、一覽後定期拂の手形がある。詳言すれば、D/A扱の取立の

如きは、一覽即ち引受の時に初めて期日が確定する場合があり、期日物ではあるが至急に呈示（引受を求むる爲めの）を要する手形である。又先日附小切手の取立に就ては、随分と議論があるのであつて（第二章第六節参照）、時には此の中からも先物扱ひを要するものを發見する。又一般に受託當日の取立過程に洩れた手形は、假令期日は既に到來してゐても、廣義に於ける期日物に相違ない。更に一應延期となつた手形までも廣義の期日物と解するならば、期日物取立の範圍は非常に擴大されて來る譯である。

二、先物受託手形の保管

先物手形の保管方法には二つの行き方がある。即ち、先物を總て突つ込みで期日順に整理する方法と、今一つは、取立方法種類別に分類整理保管する方法である。何れにしても、能率には大して影響がないと思ふ。何となれば、期日の前日には取立準備を爲し、引渡すべきものは豫め關係係りへ引渡す手配をとり、總て暇の時刻に之を處理し得るからである。

期日物手形の保管の責任者は、言ふまでもなく店長席であり、係主任であり係員である。

三、期日帳の記入

先物取立手形は、整理の當初に於て期日帳へ記入を要する。持出期日當日に於て、手形と期日帳面とが符合するか否かを確める必要あるは言ふまでもない。

四、期日物傳票の作成

期日物傳票は、期日帳と同様當初整理の日に於て作成用意して置く。唯期日當日に至つてそれが期日物傳票であることを、一目瞭然たらしむる必要上（他の各種取立傳票に就ても取立方法別の表示を便とするが）、傳票欄外適當個所に、受託日（取扱日）附判を押捺すべきことは、既に述べた通りである。

尙期日物傳票の保管整理方法には、手形同様突つ込み整理法と取立種類別整理法との二方法が考へられるが、その何れに據るも大差なく、要は手形の場合と同一方法を採用するを能率的とする。

第十一節 受託轉送取立

一、轉送手形の記帳

轉送を要する受託取立手形の明細は、他所代金取立手形記入帳に載せられる譯であるから、當

代記入帳への明細記帳は其の必要なきものゝ如くであるが、従來の習慣では二重記帳の方法を採つてゐる。特殊の事情の無い限り、従來の方法を踏襲すべきものと思ふ。

二、他所取立係との授受

二重記帳の方法を採ると否とに拘らず、他代係との間には、手形の枚數金額の合計を以て記録授受の必要あるは言ふを俟たない。

三、轉送料の徴收

轉送料を仕向銀行の爲替尻から徴收するには、何れの係で之を起票するのが便利であるか、之は一概には言へない。轉送手形が轉送先から更に他へ轉送されるもの、即ち再轉送の場合の手數料は、一般に他代係に於て起票するを便とするが、當代の初轉料に就ては、必ずしも再轉料と同時起票たるを要しないから、之は受託の日、又は其の翌日に當代係に於て起票して宜敷きもの考へられる。

四、不渡轉送手形の處理

● 受託轉送手形取立濟の節、當所代金取立手形記入帳面の消込を要するや否や、之は大いに疑問

である。元來當代記入帳へ記入する所以は、以後の整理が目的ではなく、既往の受託關係の記録そのものが目的と解せられるから、一たん他代係へ引渡した以上は、當代係の手は抜けたものと解することも出来る譯であるから、取立濟の節之が消込に忙殺されるが如きは、大した實益を伴ふものではない。同様の筆法からすれば、不渡返送手形も亦、必ずしも當代帳簿を経由する必要を認めないのであつて、之は他代係から直接返送の手續を採つて然るべきものと思はれる。

第十二節 當所取立手形の整理と照會

前章末節に於ては、著者は「善良なる管理者の注意」と「取引者へのサービス」と云ふ表現をもつて、積極消極の兩方面から大いに銀行の努力すべき所以を説いたのであるが、當所取立に際しても亦同時に此のことが言へると思ふ。然しながら、更に今一つ之に付け加へなければならぬことは、仕向銀行の希望たる「嚴重督促」の意味を誤解しないことである。嚴重督促と云ふ言葉を文字通りに解すれば、仕向銀行へはいゝ顔になるが、支拂人に對しては受託銀行の立場が氣まづくなる惧れなしとしない。吾人の解する所に依れば、此の嚴重督促の意味は文字通り嚴格なる

取立手形事故通知書

昭和 年 月 日 1

銀行御中 株式 ○ ○ 銀行

科目	番號	金額	手形日期	支拂人	延期月日	事故

拜啓豫テ取立方御依頼相成居候御仕向手形上記ノ通申出有之
 候就テハ尙精々取立方相運ビ申候得共貴行ニ於テ御都合モ御
 座候ハ、折返何分ノ御指圖相成度此段得貴意候

株式會社
銀行

御中

銀行

本手形再三督促候得共未ダ入金ニ到ラズ尙
 近日中ニ入金見込無之様被存候間一先御返却
 申上候

株式會社

本手形先方銀行ニ於テ種々取立方相運ビ候へ
 ドモ當分支拂ノ見込無之趣キヲ以テ返送相受
 候間乍遺憾一先御返戻申上候

銀行

取立を實行しなくとも、必ずしも善良なる注意義務に悖るものとは言へぬ程度のもものと見る。要は、同業者よりの受任事務處理に當つては、一般通念に従つて、臨機應變に善處する程度をもつて足り、決して自行本來の債權に於けるが如く、血眼の取立にまで行き過ぎてはならぬものと考えらる。尤も仕向銀行の割引した商業手形又は荷付爲替手形である場合は、之は相身互ひのことであるから、多少の骨身は惜まらずして努力すべきは言ふまでもない。

一、不渡手形の組戻

受託した手形が渡るか渡らぬかは、長年の經驗上大凡その見當がつく筈である。渡る見込の無いものを、先方銀行から返送方の申出があるまで抱へ込んで置くと云ふのは、却つて何うかと思ふ。第一帳簿の整理が附かない。固より一寸した努力と少しの氣長さとで立派に渡る可能性のあるものを、強ひて押し返すことは穩當を缺ぐが、仕向銀行自身でさへも整理上當惑してゐる程にのんびりと構へて居ることは、迅速を尙ぶ商取引に於ては、如何にも間の延びた取立方たる以外の何物でもない。殊に交換持出手形の不渡に在つては、十中八九見込みなきものとして、特殊の申出なき限り、即日返送の手續を採ることが、却つて注意の行き届いたことゝもなるであらう。

唯荷物の附従するものに在つては、之が返送費をも考慮せらるべきであるから、單に當分入金の見込なき理由のみをもつてして、受託銀行側の一存で手形を返送することは慎まなければならぬ。

二、取立模様の報告

豫め仕向銀行から依頼ある事項、例へば入金電告、不渡電告、拒證作成等は、無論忠實に履行しなければならぬが、期日不渡となつた無條件物を、一々仕向銀行へ通知しなければならぬか何うか、之には少なからず疑問がある。無論通知するに越したことはないが、之を通知しなかつたからと云つて、必ずしも受任事務處理上の不注意とは言へまいと思ふ。固より仕向銀行から照會のあつたものに對しては、即時回答して置かないと、當然の義務を果たしたことになるが、之れ無きものに就てまでも、何も彼も受任銀行から進んで報告しなければならぬものとは考へられない。乍然報告を怠つたが爲めに、先方銀行なり其の委任者が迷惑するが如き問題に就ては、假令依頼を受け無くとも、當然のこととして速かに通知ありたきものである。此の間の判定は、見る人の目によつて、何うとでも解釋出来る場合もあり得るが、冷靜なる判断によつて、個々の事

實問題に善處すべきであると思ふ。之を要するに、如何なる場合と雖も、受任銀行としての誠意だけは絶対に失ふべきでないと思ふ。

第五章

代金取立事務と爲替尻操縦

第一節 取立手形の仕向統制

一、仕向手形の安全性の確保

取立手形仕向統制に關する第一の眼目は、言ふまでもなく、仕向手形の安全性を確保するに在る。元來取立手形の仕向先銀行の決定は、既に第三章第三節にも述べたる如く、コルレスの有無によつて決せられるが如き自由のあるものではない。無論當初コルレス契約を締結する際は、相手方銀行の確實性を認容して之を開始した筈ではあるが、其後に於て事情に變化を來たしたるものもあるべく、又取立關係を伴はざる見込みにて締約せられたものも絶無とは言へぬ。斯かる實情に在るコルレスに對しては、絶へず注意を怠つてはならないのであつて、出来るだけ確實なる銀行を選んで取立方を委託すべき性質のものであることは、何等議論の餘地はないものと思ふ。若し萬一此の間の考慮なく、仕向先銀行の選擇を誤つて、仕向手形の安全性を害し、因りて生じたる事故ある時は、仕向銀行は取立委任者に對して如何に對處せんとするか。内容良好ならざる銀行を通じて取立方を希望する依頼者は、原則としては無い筈である。然らば良好ならざる銀行

を選定したる仕向銀行の注意が、果して「善良なる管理者の注意」による受任事務の處理と言へるか何うか、甚だ疑ひなきを得ないのである。現に、受託手形の所有権は依然として委任者の手中に在るにも拘らず、仕向先手方の金融情勢が緊迫して來ると、仕向銀行の狼狽振りは、寔に由しいものがあるではないか。

是等のことを、彼是考へ合せると、仕向先銀行の決定問題は、仕向銀行としては代金取立關係に於ける最重要問題であり、且先決を要する問題であらうと思ふ。

仕向手形の安全性に關聯して考慮せらるべき問題は、先物手形の仕向方法に關する問題である。著しき先物手形をまでも、無制限に發送することは、此の仕向の安全性と相容れない結果を生ずることあるべきは、既に第三章第三節に於て指摘して置いた通りである。

之を要するに、取立手形の仕向先銀行の選定即ち安全性の確保如何は、仕向統制の第一義的のものとして十分考慮せらるべき點であらねばならぬ。

二、取立済代り金回収の平易化

取立手形仕向統制の第二の着眼點は、取立済代金の回収問題である。取立代金は當方口借方に

整理するを要し、それだけ他行へ預け勘定を生ずる譯であるから、假令安全性に就て遺憾なしとするも、之が回収の難易は可成りに切實な問題となつて來る。此際仕向先銀行が出合良好先であるならば、預け金の相殺決済も容易であり、且他に幾らでも回収の便宜が得られる譯であるから爲替資金の運用上洵に好都合と言はなければならぬ。然るに今若し出合悪しく回収に日數と費用と手數とを要するが如き仕向先が數多く手足纏ひとなつたら何うなるか。恐らく爲替尻の操縦者として悲鳴を揚げるに違ひない。斯るが故に、支拂地に數行のコレスある場合は、先づ第一に手形の安全性を比較し、亞いでより回収の容易なる先を選ぶべきは、寔に自然の勢ひであつて、此の軌道に乗らない仕向は、仕向道の邪道であり、多分の不安安全性を包藏するものと斷ずるの外はない。而して、此の仕向方をして出来るだけ正道を歩ませるべく指導宜しきを得ることが、即ち仕向手形統制上の重要な技術的方面であるのである。

三、直送仕向の是非

營業店は各々独自のコレスを擁する譯であるが、與へられたるコレスのみを以てしては、仕向手形の安全性も、之が回収の平易化も、到底意の如くには望み難い。特に共通計算店に於て

然りとする。さればと云つて、自信無き仕向は悉く之を母店に取り纏ぐことは、到底日々の仕向の迅速を得る所以でない。斯くの如くにして、屢々前二項に述べた統制上の指導精神と兩立し難いと云ふ事實上の難關に逢着するのである。其處で、前二項の精神に叶ふ仕向先を得るが爲めには、勢ひ仕向店と爲替契約の有無に拘らず、母店の好出合先を選んで、母店の計算に於て直送仕向を必要とする場合も生じて來るのである。而して此の直送仕向を認めるか否かは、爲替尻操縦上相當密接な關係に在るのであつて、須らく統制ある指導の下に之が是非を決定すべきものと考へられる。

尙本件に關聯して問題となるのは、轉送經費の問題である。仕向手形の安全性とその回収の平易化とを主眼とする時は、勢ひ廻り道を意とせぬ仕向即ち轉送取立を要する譯であるが、之が爲めには尠なからぬ轉送料の負擔問題が附きまよふ。之を如何に解決するか、是又一考を要する問題である。何となれば、此の轉送取立方法には取立委任者の諒解が困難であり、従つてその要する轉送費を依頼者へ轉嫁し得ないからである。此點に關聯して思ひ出されるのは、彼の轉送料を取立依頼人の負擔たるべきものと協定した某地方の手數料規約であるが、此際轉送料とは何を指

すか、思ふて此處に到れば、彼の規定部分が空文に終らざれば幸ひと云ふ結論になると考へられる。

然るに、之とは全く反對の思想も亦行はれてゐるのであつて、その目的とする所は、轉送料の節減を計り併せて取立の迅速化を得んとするに在る。詳言すれば、先方銀行の關係するあらゆる機關を利用して別の意味に於ける直送仕向を斷行せんとするものである。例へば、先方銀行の出張所若くは自行の何れとも爲替契約なき店舗へ手形を直送し、その取立代金は先方の母店若くは本店の勘定として整理するものが之である。

以上は主として轉送と直送との理論的方面を述べたのであるが、今若し是等の極端なる仕向上の立場に對して、何等統制の手を差し延べざる場合は、到底操縦者の満足し得るが如き仕向の得らるべき道理なく、自由は化してルーズと爲ること必定である。

四、仕向先銀行の具體的選定

以上各項の諸考察を綜合すれば、本支店全體を通じて、然るべき統制機關を通じ、仕向先銀行の選定に關する一定の標準を明示し、具體的に銀行名(本店銀行のみにて可)を列舉し、その範圍内

に限定すべく懲罰するの必要を認めざるを得ぬ。と同時に轉送か直送かの問題も併せて規定するの要あるものと思ふ。而して、是等具體的銀行の選定及之に關聯する諸問題は、當該銀行本店に於ける爲替尻操縦者の意見を尊重して、初めて其の具體的決定を見るべきものであることは、爰に多くを論ずるまでも無いと思ふ。

第二節 仕向手形取立代金の見越回収

一、回収手配附仕向

仕向手形取立代金の回収は、被仕向銀行から取立済の報告書を受理してから、然る後徐ろに手配に取り掛ると云ふが如き悠長なる取扱方をしてゐたのでは、生き馬の目を抜くが如き爲替尻操縦技術としては遺憾の點なしとしない。即ち取立代金の回収には、仕向係の協力なくしては、言ひ換へるならば、仕向係が操縦に理解が無ければ、爲替資金の運用上多々遺憾の點を生ずることが首肯される。

此處に於てか、仕向係と操縦者との協力の一形態として、取立手形の回収條件附仕向の方法が

一般に採用されてゐる。詳しく言へば、仕向に際して別途書面によるか、又は送達狀面添書の方法をもつて、取立済の節、日銀當座付替、爲替尻振込、其他臨機應變の方法により、至急戻入方を依頼して置く時は、交換後他店券をもつてする決済に非ざる限り、即日戻入の手配をして貰へるのが普通である。

此の方法は、大口仕向取立の場合に珍重せられ、相當の実績を擧げてはゐるが、之は何んな仕向にも向く方法ではなく、相當まとまつた金額の手形でない限り、一般的には適用困難である。

二、取立手形仕向豫報の活用

前項に述べたる如く、特殊大口仕向の手形代金回収に就ては、何れの銀行とも特に早手廻しの回収手配上遺憾なきを期してゐる模様である。處が、實は小額の仕向手形代金の合理的回収手配の方が、より以上に大切であり且つ困難な問題なのである。一方また、自行に於て割引した手形に至つては、期日以後の割引料を徴収してゐない關係上、少なくとも期日入金翌日は手元へ回収するか若くは所謂爲替資金として其儘他の方面へ有効に利用し得るのでなければ、資金運用損は免かれぬものである。他所割引手形金の回収に、費用と日數を要するとの理由からして

他割のレートを當割よりも高率に置くと云ふ理論ならば、何人も心得てはゐるのであるが、扱て實際問題となると、此の理論通りでは商賣にならぬ場合が多い。此の點のみからしても、仕向手形金の迅速なる回収は、採算上當然の問題と言へるであらう。而して、此間の操縦手段として選ばれるのが即ち取立手形の仕向豫報である。

固より仕向手形の總てが期日通りに決済されるものでないのだから、此の豫報によつて見越し得る限界には、自ら制限が設けらるべきことは言ふを俟たない。然らば何の程度の見越が妥當であるか、之が仕向係の経験に俟つ點である。元來仕向係は、同じ様な経路の手形を繰返し手に掛けて居る關係上、期日に渡る手形と延期になる手形とは、大凡その見込が立つ筈である。此の見込此の見當を合理的に推定して、之を仕向と同時に操縦方へ連絡をとるならば、操縦上非常な參考となる譯である。仕向豫報は此の間に在つて兩者の媒介をする。此の意味に於ける取立手形仕向豫報の様式は、本節末尾に掲出することとし、以下見越限界點の決定事情を簡単に指摘する。

(イ) 商手荷手の中、期日入金確實なるもの

(ロ) 仕向代手の中、期日入金確實なることを従來の経験により確認し得るもの

取立手形仕向豫報

仕向先		銀行		手形期日			
				仕向店			
發送日	代手	商手	荷手	金額		備考	

1. 期日入金確實ナルモノノミニ付他店勘定計算母店へ送附ノコト
2. 直送仕向ヲ爲シタル時ハ其旨明示シテ指定計算店へ送附ノコト
3. 手形期日毎ニ別用紙へ記入ノコト

(ハ) 同上の推定を共通計算店仕向の諸取立にも適用して、仕向豫報に記入して之を母店へ報告せしめる。

(ニ) コルレス外の直送仕向に就ては計算母店に於て洩れなく仕向豫報を徴し(見越し得るものと然らざるものと區別をせしめ)、之を仕向店別口座に記帳して、整理に備へ併せて見越に備へる。

因に仕向豫報取扱上の注意事項に就ても、是非一言しなければならぬ點があるから、其の要點のみに付、簡単に箇條書きとして置く。

- (イ) 豫報に記載すべきものは、仕向銀行毎に及び期日を異にする毎に、夫々別用紙を用ひて取扱ひに便すること
- (ロ) 豫報せしむべき金額は、操縦者に於て適當と認める一定の最低額を指定して、事務の簡捷を得ること
- (ハ) 回収運用益(コール日歩として)が電信料を上廻ること明らかなる時は、見越手形の仕向に際して、豫め不渡電告の依頼を爲し、萬一の見越違ひに備ふること
- (ニ) 指定銀行(第一節第四項参照)以外への仕向に際しては、特に其旨を附記せしめて操縦方の注意を喚起し、之が回収に一層の注意を差し向けしむること
- (ホ) 見越回収の弊害は、見込違ひを生じて借越勘定を生ずるか、若くは資金不足を來たして相手方銀行の感情を害する點に在るから、斯くの如き不手際の無き様、十分慎重なるを要し、決して自信を持ち得る範圍を超えない様戒心を要する。

第三節 被仕向取立手形と手元資金との關係

一、大口被仕向取立手形の期日案内

被仕向手形の取立方法が交換決済なると自宅取立なるとを問はず、大口の被仕向手形を受託したる場合は、其都度操縦者の手を経て資金係へ期日を通告する必要を痛感する。然らざれば、手元資金の運用上多々遺憾の點を生ずることあるべきは明らかである。此際、若し仕向銀行より回収方法の條件を附せられたるものに就ては、固より之を併せ報告すべきは言ふまでもなく、且無條件受託の場合と雖も、從來の經驗に徴し該代り金による爲替尻拂出の見込を立て得るものに就ては、特に之をも附言すべきものと思ふ。而して、此際受託手形の決済が、萬一手形入金なる時は、其の交換持出の關係を通知すべきは言ふまでもない。

二、交換決済被仕向手形の案内

都會地銀行に於ては、受託手形の大部分は交換決済のものが多し。自宅取立に在つても、決済が他行切手をもつて爲される場合は、資金關係上は元々交換決済であつた受託手形と同様の結果となる。而して資金係としては、當日の交換尻が勝ちとなるか負けとなるか、速かに其の豫想を立て、コール取引を行ふ必要があるから、此の豫想材料の蒐集に力を入れる譯である。今受託手

形關係の交換持出合計を、操縦者の手を経て早朝之を承知して置くことは、意外の参考となる場合が少なくない。此の程度の連絡は、謂はゞ操縦者としては當然の義務として當代係を督勵して之を報告せしむる要ありと認められる。

第四節 被仕向取立手形の獲得策

第一節に於て述べたる如く、何れの銀行に於ても、其の程度に緩急の差こそあれ、仕向先銀行の選定に當つては、一定の目安を置いて日常の事務を取運んで居ないものは、先づ無いのであつて、餘程特殊の事情の無い限り、此の統制を紊るが如きことはあるまいと想像される。

然るに、一方に於ては、他行よりの被仕向手形が多いか少ないかと云ふことは、其の銀行の信用を下するバロメーターとも云ひ得るのであつて、獨占的立場に在るものは別であるが、銀行隆替の岐るゝ所でもある。地方銀行に於ては、特に此の感を深くする。されば兎角の論ありと雖も、何れの銀行とも、被仕向取立の減少を極度に氣に病む譯であつて、それが單に出會の悪化と操縦の困難とを惧れるのみの心理ではなく、其處には多分に營業政策上の意思の動いてゐることを見逃

すことが出来ない。斯くの如くにして、被仕向取立は多々益々歓迎さるべき性質のものであり、之は恰も差り當り運用の見込なき場合にも預金が銀行繁榮の源泉として歓迎されるのと何等選ぶ所はないのである。彼の被仕向手形輻輳に因る事務繁忙問題の如きは、執務能率の合理化と係員の増員とにより比較的容易に對處し得る性質のものである。被仕向取立係の増員！是れこそ爲替係としては名譽な話であつて、各銀行とも擧つて之を熱望してゐることは左記文例に徴するも明らかであると思ふ。

拜啓益々御隆昌奉賀上候 爲替取立に付ては毎々格別の御懇情を蒙り難有厚く御禮甲上候 陳
者乍突然貴行より弊地方御取立手形は相當額に昇るものと推察仕候處最近に至り貴行より直
接御仕向に預る部分頗に減少の傾向に有之哉に被存爲めに手形決濟上絶へず不便勝ちの模様
見受けられ遺憾に存居候

就而當地方有力者の多くは總て弊行と取引關係有之精々御便宜に御取計可甲上候間貴行に被爲
於ても何彼と御都合も被爲在候御事とは存候得共何卒特別の思召を以て多少に不拘弊行へ御仕

向被下度御依頼申上候

尙爲替尻御戻入の儀は御指圖に従ひ如何様にも御取計可申上候間精々御利用被下度奉懇願候
右書中御挨拶旁御依頼申上度如斯御座候 敬 具

言葉尻を捉へて彼是論ずるのは何うかと思ふが、抑々爲替尻戻入の附記をしなければならぬ様な水臭い間柄の銀行へ、仕向手形が集中すると思ふのは認識不足の甚だしいものであつて、既に第三章第三節にも述べたる如く、被仕向取立代金に對する相殺資金の常置なきが如き迂濶なことでは、到底仕向銀行を惹き附け得るだけの魅力はなきものと斷ずるの外はない。殊に、それが萬一銀行の基礎や信用問題に關係あるものとすれば、右程度の勧誘状によつて局面を打開し得るものと信ずることは、之は信ずる方が無理であつて、他所取立の第一の眼目が仕向手形の安全性に在り、第二の着眼點が回収の平易化に在る以上、斯かる宗教的色彩の濃厚なる勧誘に期待するが如き皮層な物の考へ方は、此際根本的に改められなければならぬものと考へる。くどい様だが、爲尻へ殘高も置かず、擔保關係も無く、信用程度に見劣りがするのでは、仕向銀行として如何と

も手の出し様の無いことは、是れ以上多くを論ずる迄もあるまいと思ふ。

さり乍ら、認識不足の銀行にも、唯一つ殘された道がある。何であるかと云へば、それは搦手から手を廻す方法であつて、即ち自行取引先に談じ込み、其の支拂に係る被仕向手形の決済銀行が自行でなければ困る旨を、支拂人をして荷主に慫慂せしむることである。いつの世に在つても買手は強いもの、そして弱い商賣をするのは銀行である。殊に代金取立をサービスと心得てゐる弱い立場の銀行は、取立依頼人の指定銀行へ、澁々乍ら仕向するのを己むに己まれぬサービスの一つと心得て居る場合が多いのであるから、此の吸引策は、存外効果的でないとは斷言し得ないであらう。唯問題は、自行取引者たる手形支拂人を、果して此處まで惹き附け得るや否や、其處まで平素のサービスが出来てゐるや否やが先決問題となることであらう。

第六章

仕向取立手形の書留合同發送

第一節 書留合同發送の取扱方法

書留合同發送が如何に効果的のものであるかは、既に第三章第三節に於て數字を擧げて説明した通りである。その具體的方法に就ては、茲に詳細説明する迄もあるまいと思ふが、順序として代手係の爲めに、其の取扱方の概略のみを記して見れば、凡そ次の如きものである。

- 一、個々の書留郵便物は、豫め用意せられたる書留内封書へ封入する。
- 二、合同發送加盟店は、内封各通毎に之を複寫式授受簿に記入して、正規の時間までに合同發送係へ託する。
- 三、合同發送係は、之が内譯に就ては一切不點檢不照合のまゝ、單に通數のみにより引受けする。
- 四、發送係に於ては、受理した内封書を豫め設備せられた發送先分類ケース（地方順、銀行別）に夫々挿入する。
- 五、各ケースへは、宛所を明記私書函あるものは私書函番號を表示した書留外封一葉宛を豫め挿

入して置く。そして之を毎日補充する。

六、外封へは内封通数を赤書表示して置く。

七、量目を秤り、切手を貼附する。

八、局領收證綴込帳へ外封により記入する。

第二節 合同發送の缺陷と其對策

個々の書留書狀を單獨發送に附する時は、書狀一通毎に受付局の書留領收證あるを以て、萬一手形未着等の問題を生じて、該書留が名宛銀行へ相違なく配達されたか否かを、第三者の證明書にて立證可能である。然るに、今若し數通の書狀を各々内封とし、之を一括して外封書留と爲す時は、外封書留に對しては受付局の證明可能なるも、之が内容たる個々の書留内封に至つては何等立證の方法が無い。萬一内封書の一部未着の事故を生じたらんには、仕向銀行と被仕向銀行間に紛議を生ずる恐れあるを以て、此間の事故を未然に防止する爲め、且萬一の事故に當面して其の責任の歸屬を明確ならしむる手段方法を講じて置く必要を認める。若し此の點に關する周到

なる用意を缺く時は、兩者の間に水掛論を生ずることゝなるのであつて、此際發送銀行側が不利の立場に立つは言ふまでもない。何となれば、發送銀行は取立委任者から大切なる手形や引換證を委託されたものであり、之が紛失は結局に於て銀行の公示催告となり、再發行保證にまで進展する可能性があるからである。

現在書留合同發送の制度を採用してゐる銀行は決して少なくないと思ふ。乍然その總てが以上の用意と周到なる注意とを以て取扱はれてゐるか、何うか甚だ疑問なきを得ない。以下著者の信する所に従ひ、本件注意事項の主なるものを列擧し、簡単に解説して行きたいと思ふ。

一、内封内容點檢後の處置

内封は發送依頼店に於て封緘のまゝ合同發送係へ委託するものであるが、時としてその宛書に不備の點あるに因り、之を開封して手形の支拂地若くは被仕向銀行を點檢する必要に迫られることがあり得る。此の場合、若し封緘の戻し方が悪いと、受信銀行をして一應不審を抱かしむる原因を醸すことゝなるから、斯かる不用意のなき様注意を要する。例へば、内封を新調して發送し(舊封は仕立店へ返却し)、又舊封そのまゝにて發送の場合は、新封緘に際して合同發送係名を表示

した證印を忘れず施して置くが如きである。

二、外封面通數表示

内封が何通封入されてゐるかを外封面適當個所に表示して置くことは、絶対に必要である。然も此の表示の方法が問題であつて、鉛筆で走り書きするが如きは最も避くべきであり、少なくとも抹消不能の紫色ゴム判を押捺するか、又は朱筆をもつて表示する必要ありと認める。特に其の書體は壹貳參の如き正式のものを用ひなければなるまい。

三、外封面表示の通數文字の尊嚴

外封面に表示する通數文字は、後日の證憑力を有するものと認められるから、前項の注意の外更に訂正描改は絶対に避くべきである。少なくとも發送銀行側の内部關係に於てだけでも之を嚴重勵行すべきものと思ふ。因に、左記意味の表示を外封裏面若しくは内封表面に掲示し置く方法は少々行き過ぎかとも思ふが、一應考慮すべき問題であらうと思ふ。

「外封面ノ内容數通表示ハ訂正セズ」

四、内封通數點檢受理方の要請

外封に通數を表示する意味は、無論後日の證憑力に期待する部分もあるが、當面の問題としては、受託銀行側に内封通數點檢受理方の注意喚起の要求をも含めてゐる。乍然、單に外封に通數を表示したのみでは、往々にして之が無視され勝ちの傾きありと認められるから、單なる通數表示に止むることなく、之が點檢受理方を特殊の方法にて要請すべきものと考へる。其の方法は、別途書面を以て之が依頼を爲すも一法ではあるが、斯くては恒久的効果は疑問であるから、勢ひ發送の都度之が注意を喚起するを要する。即ち内封表面若しくは外封裏面に之が要請文言を印刷して置くべきである。一例を挙げると次の如きものがある。

「内封實數ト外封表示ノ通數トハ必ず御照合被下度候」

五、書留外封保存の懲憑

由來書留の外封は、出し洩れ防止の爲め、一應切り開いて一定期間之を保存すべきものと言はれてゐる。然るにルーズな向きになると、即座に屑籠に入れる例もある模様であるから、此點も一應注意喚起の要あるものと認められる。殊に外封面通數表示には後日の有力なる證憑力を伴ふものであるから、適當期間之が保存を懲憑することは、決して無意義ではあるまいと思ふ。例へ

ば次の如き文言の印刷が之である。

「内封實數御確認ノ上外封ハ適當期間御保存被下度候」

六、内容一括方法

以上各項の注意を喚起して置くならば、内封の出し洩れと云ふが如き事故は、先づ皆無に近いものと思ふが、念には念を入れる必要もあるから、内封が一通以上なる時は（之が合同發送の原則であるが）、之を一括して封入するを可とする。一括の方法は、少量の場合は針ピン（ゼムピン）は重量に影響し不可にて留め、數通以上に及ぶ時はゴムバンドにて一括すること。但しゴムは往々切斷され易いから、必ず二本乃至三本を用ふること。

第三節 手形到着報と合同發送

以上の方法により、合同發送の缺陷を補足し、大體に於て發送上の安全性を確保し得たるものと信ぜられるが、更に一步を進めて、合同書留到着報を徵求しては如何と云ふ問題が残されてゐる。無論到着報の添附に際し、又之が到着歸來後の照合にも、夫々餘分の手數が込む譯であり、

且返送郵税問題も考慮せられなければならないから、合同書留の到着報と云ふ思ひ付きはいゝに決つてゐるが、扱て實行となると誰しも躊躇することゝ思ふ。

一、到着報整理増員問題

到着報添附を實施すれば、合同發送係として更に一名の増員を要する見込みである。然し之は無條件實施の場合然るのみで、今若し各仕立店に於いて取扱ふ當該部分を省略し到着報事務の合同操作を企圖するならば、之は一石二鳥と云ふ結果にならぬかと考へてゐる。何となれば各仕立店に於て個々の内封（個々の送達狀と云つた方が正しい）に對して夫々到着報を添附して之が歸來を待ち手形個々に照合して行く手數と云ふものは、寔に大變な勞力であらうと思ふ。然るに今若し之を合同發送外封のみに就て綜合確認し得るものとすれば、如何に該事務が合理化されて來るか計り知れないものがあると思ふ。何故斯くの如き突飛な論が出来るのかと云へば、元々合同發送に託する内封は同係との間に本支店間複寫書留授受を明らかにしてゐるのであるから、内封そのものに對する責任の歸屬は明らかであり、残る問題は外封書留の確認問題即ち外部關係のみに還元し得る譯である。然るに元來到着報なるものは、主として對外的關係を主要な目的とする存在で

あり、此の點ならば合同發送に於ける綜合到着報、内封通數を表示せるによりその目的を達し得る道理である。即ち合同書留着報が從來の個々の到着報の代用たり得ると云ふ理論が成り立つ。果して然らば、内部關係取扱上自信のある場合は、個々の仕向手形に之を添附し置くの要なく、須らく合同書留到着報による綜合到着報に轉すべきものと云ひ得ると思ふ。而して若し此の理論通りに行くものとするれば、合同發送係に到着報係一名の増員を見るも、之を合同發送加盟店全體から見る時は却つて人件費の節約となるかも知れないのである。

二 合同書留到着報返送料金の問題

合同發送書留郵便の到着報添附説の第二の難點は、到着報返送料の問題である。固より從來の送達狀毎に添附された到着報外に今一つ合同書留到着報を創始せんとするならば、日々相當の返送切手代を要する結果となり、合同益の一部分を割く譯であるから、餘分の經費問題と關係して、その實行を困難ならしめるであらう。乍然、今若し前項述ぶる所の到着報合同代に實現の可能性を見出すならば、本項亦自ら解決の曙光を見出し得る譯である。即ち各個に要する返送費が二重にも三重にも合同化されて節約の運びとなる道理だからである。

第七章 代金取立關係書簡文例

代金取立事務に關聯する書簡文の研究は、其の範圍の廣汎に亘る關係上、一見之が對照を決定し難いものゝ如くである。乍然、雜然たる取立關係ではあるが、之を取立關係者別に分類するならば、凡そ左の範圍を出でないものと思ふ。

イ、店頭取立依頼人と受託銀行間の書簡文

ロ、受託銀行（仕向銀行）と被仕向銀行間の書簡文

ハ、最初の取立依頼人と最後の取立受託銀行間の書簡文

以上の分類に就て見るに、イに屬する部分は最も手近かのもので従來共十分検討せられて來た關係上、現在大體に於て一つの型を作り上げて居り、本書に於ても隨所に之を展開して置いた通りである。更にロの關係に於ても、迅速と簡捷とを尙ぶ關係上多くの場合はハガキ若くはメモに一定文言を印刷に附して用を辨じ得るものが多く、特殊の事故其他の場合に於てのみ、創作的苦心を要する書簡文が必要とせられるに過ぎない。

而して、ハの關係に至つては、その性質上特殊の事故に基因するものであつて、之が「一般的事例を例文化することは殆んど不可能に近い關係上、從來此點に就ては殆んど手を附けたものを見

受けなかつたと言つてもいい。本章の目的とする所は、之等數多い書簡文の中から、特に普遍性に乏しいと思はれる文例のみを掲げ、以て取立關係に於ける書簡事務の如何なるものであるかを窺ふと同時に、各章節に配すべくしてその機會を失つた點を補足して置きたいと思ふ。

今特殊書簡文例に入るに先立ち、著者の抱懐する所を一應述べて置きたい。

イ、仕向銀行對被仕向銀行の關係と云ふも、單に兩者の關係に止まることは稀であつて、多くの場合取立依頼人若くは支拂人が背後に在つて糸を引いてゐる譯であるから、此の點を無視した書簡文は如何に名文たりともその目的を達すること困難である。

ロ、最初の取立依頼人と最後の取立受託銀行との關係は、多くの場合間接の關係に止まり、受託銀行としては最も迷惑に感ずる部分である。此の「意外」と云ふ感じが時に此の關係の回答文を不親切なものとしたり、氣拙い結果に導いたりする惧れなしとしない。此の第三者との間の往復文は、取立關係に於て最も苦心を要する點であると思ふ。

ハ、特殊文例には紋切型は禁物である。全文を通じての創作意識は不要であるが、文中の何れかに於て相手方の琴線に觸れる何者かを挿入しなければ効果的でないと考へられる。

ニ、銀行は個人と違つて相當の體面を保持して行く必要がある。従つて、當方に非のある場合の詫狀に在つても、言葉の隅々に注意し、相當の威嚴を失はぬ様留意しなければならぬ。

ホ、同業者相手の書簡文には専門的用語を以て専門的應酬をするを可とするが、素人たる取立依頼人若くは支拂人を相手とする書簡文に在つては、専門的解説はなる可く避けたいものである。専門的表現をしたが爲めに失敗した文例は決して少なくない。

ヘ、文章は必ずしも名文たるを要しない。極めて自然的な考へ方を平易な書簡文に簡潔に表はしたものが成功するのであつて、殊更に名文たらんと務めたり、日常使ひ馴れない様な熟語や成句を用ひることは、多く失敗の因である。

ト、書簡文は如何なる場合でも銀行を代表するものであるから、輕卒な應酬は絶対に禁物である。殊に如何なる場合と雖も絶対に感情を挿んではならない。

チ、誠意のない書簡文には好意が持てない。如何なる場合にも誠意を失つてはならない。軽く突つ離す目的の書簡文にも亦、それ相應の誠意を失つてはならぬ。

一、被仕向銀行よりの受入報遅延に付照會狀

株式
會社 被仕向銀行御中

拜啓 愈々御隆昌奉賀候爲替取引上ハ毎々格別ノ御懇情ヲ忝フシ難有奉深謝候 陳者豫而當方ヨリ御依頼申上居候諸取立手形ニ對スル渡濟通知書ニ關シテハ其都度迅速ニ御手配相願居候事ト存上候 然ル處最近ニ至リ往々遅延勝チノモノモ有之哉ニ被存時トシテ御取立起算日後四日目若クハ五日目ニ當方へ到着ノモノモ不尠見受ケラレ申候右ハ貴弊間郵便日數一日行程ナル點ニ鑑ミ當方不審ニ不堪惹イテハ當方依頼人ニ對シテモ説明ノ致シ方モ無之場合モ相生ジ寔ニ困却致居候間何卒事情御推察ノ上精々迅速ニ御報告相煩度

右御照會旁々御依頼申上候 敬具

二、右 回 答 文

拜復 益々御隆昌奉賀候 毎々爲替取引上御懇情ヲ蒙リ厚ク御禮申上候 陳者〇〇日附御照會

相受候諸取立手形受入通知書ニ關スル件委曲敬誦仕候 仰越ノ事實ニ關シテハ當方事情取調べノ結果極メテ例外的ノ事例ニ屬シ原則トシテハ取立日ノ翌日ニハ貴方へ到着致シ居ルモノト被存候尤モ當方ニ於テハ自宅取立手形ハ大部分支拂人最寄支店へ廻送ノ上夫々ノ支店ヨリ出向キ居候關係上此際交換後他行切手ニテ決濟相成候モノニ付テハ受入報告書ノ即日發送相叶ハズ翌交換決濟確認後初メテ當店經由報告書發送ノ手筈ト相成居候得共夫々ノ取立店ヨリノ該報告書廻送時刻ニ時間的不便モ有之時トシテ當方執務時間トノ間ニ一日ノ喰ヒ違ヒヲ來タスコトモ有之申スベク偶々休日ヲ控ヘテノ右手違ヒハ結果ニ於テ所要日數四日乃至五日トモ相成モノカト被存候 右ニ付テハ當方ニ於テモ尙十分研究ノ餘地アル次第ニ候得共當方地理的條件、交換後手形入金等ノコトモ御考慮ヲ賜リ自宅取立手形ニ就テハ交換決濟手形同様ノ便宜ノ望ミ難キ次第ヲ貴方御依頼人へ御諒解相願度特ニ御依頼申上候

右御挨拶旁々得貴意度如斯御座候 敬具

三、取立未濟手形に付照會狀

株式會社〇〇銀行

支配人 席御中

拜啓 益々御隆昌奉賀候 陳者豫而取立方御依頼申上居候左記代手ハ期日後相當期間經過致居其間當方ヨリ再三御照會申上候得共何等御回報ニ接シ申サズ最近組戻方ヲモ御依頼致置候筈ノ處一向ニ其意ヲ得ズ就而當方整理上都合モ有之候間乍御手数一應事情御取調ニ預リ度尙近々入金ノ見込無之節ハ乍御迷惑相當附箋御徵求ノ上一先御返送相煩度此段重而御照會旁々得貴意候 敬具

記

手形ノ表示(省略)

四、仕向手形未着事故に付照會狀

株式會社〇〇銀行

支配人 席御中

拜啓 益々御隆昌奉賀候 陳者豫而取立方御依頼申上置候筈ノ左記當行代手ニ關シテハ既ニ〇

月〇日附及〇月〇日附兩度ニ互リ其後ノ御取立模様ニ付御照會申上候處貴方ヨリハ手形到着報ノ御返送ナク且何等ノ御回報モ無之事情一切不明ノ爲メ別紙〇日附ニテ一先組戻方御依頼申上候次第ニ御座候 然ル處貴方ニ被爲於テハ「右手形御心當リ無之」旨今回ノ御回答ノ趣ニ候得共當方再調ノ結果右ハ〇月〇日附〇〇局〇第〇〇號書留郵便ヲ以テ無相違發送ノ手續致居候間御繁務中乍恐縮至急貴局並ニ貴方關係帳簿證憑書類等ニ付嚴重御詮議ヲ賜リ折返シ何分ノ御回報相煩度候就而幸ヒニシテ右御發見ノ上ハ至急支拂人へ御呈示被下萬一入金ノ見込無之節ハ相當附箋御徵求ノ上一應御返送ニ預度此段御照會旁々得貴意候 敬具

記

(手形ノ表示)省略

五、交換後手形入金取立即日報告方依頼狀

拜啓 益々御隆昌奉賀候 貴弊間爲替取引ニ關シテハ毎々御懇情ヲ蒙リ御厚禮申上候 陳者豫而當方ヨリ御仕向申上居候諸取立手形ニ關シ貴方御入金ガ交換後他行切手トモ相成候場合ハ之ガ